

日本ライフセービング協会
コンペティション・ルールブック
JLA 競技規則 2025 年版
2026 年 07 月改訂
(2026.08.01 版, 2026.07.15 公開)

第 2 章
共通競技総則
GENERAL RULES AND PROCEDURES



目次：第 2 章

第 2 章	共通競技総則 GENERAL RULES AND PROCEDURES	1
1.	ILS 認定競技会 ILS-SANCTIONED COMPETITION	1
2.	競技会の組織と管理 COMPETITION ORGANISATION AND ADMINISTRATION	2
2.1	各種委員会, セーフティ オフィサー及びセキュリティオフィサー Committees, Safety Officer, Security Officer, and Security Officer	3
2.2	組織委員会 Organising Committee	3
2.3	コンペティション委員会 Competition Committee	3
2.4	セーフティオフィサー Safety Officer	3
2.5	セキュリティオフィサー Security Officer	4
3.	競技会の安全 COMPETITION SAFETY	4
3.1	安全及び緊急対応計画 Safety and emergency plan	4
3.2	非常時会場変更計画 Relocation contingency plan	5
4.	テクニカル, セーフティ及びその他のオフィシャル TECHNICAL, SAFETY AND OTHER OFFICIALS	6
4.1	テクニカルオフィシャル行動規範 Technical officials code of conduct	6
4.2	ローカルイベントマネージャー Local Event Manager	7
4.3	ILS イベントディレクター ILS Event Director	7
4.4	チーフレフリー Chief Referee	8
4.5	デピュティチーフレフリー Deputy Chief Referee	9
4.6	エリアレフリー (オーシャン) Area Referee (Ocean)	9
4.7	イベントディレクター (プール) Event Director (Pool)	10
4.8	セクショナルレフリー Sectional Referee	10
4.9	レフリースチュワード/ヘッドスコアラー Referee Steward/Head Scorer	11
4.10	コンペティターリエゾンオフィサー Competitor Liaison Officers	11
4.11	コーススーパーバイザー Course Supervisors	12
4.12	スクルーティニアコーディネーター及びスクルーティニア Scrutineer Coordinator and Scrutineers	12
4.13	装置及び器材コーディネーター Gear and Equipment Coordinator	13
4.14	アナウンスコーディネーター及びコメントパネル Announcing Coordinator and Commentary Panel	14
4.15	チーフジャッジ Chief Judge	15
4.16	フィニッシュジャッジ Finish Judge	15
4.17	レーンジャッジ (IRB 競技) Lane Judge (IRB)	15
4.18	レーンジャッジ (プール) Lane Judge (Pool)	16
4.19	スペシャリストジャッジ / 船上ジャッジ Specialist Judge / Judge in Boat	16
4.20	コースジャッジ Course Judge	16
4.21	電子機器スペシャリストジャッジ Electronic Device Specialist Judge	17
4.22	計時ジャッジ Timekeeping Judge	18

4.23	記録ジャッジ Recording Judge.....	18
4.24	スターター Starter.....	19
4.25	チェックスターター Check Starter	19
4.26	マーシャル Marshall.....	20
4.27	チェックマーシャル Check Marshall	21
4.28	式典スチュワード Presentation Steward.....	22
4.29	上訴委員長 Appeals Committee Convenor	22
4.30	上訴委員 Appeals Committee member.....	22
4.31	規律委員長 Disciplinary Committee Convenor.....	22
4.32	規律委員 Disciplinary Committee member.....	22
4.33	オフィシャルアセッサー Officials Assessor.....	22
4.34	セーフティオフィサー Safety Officer	23
4.35	セキュリティオフィサー Security Officer	24
4.36	セーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサー Safety and Emergency Management Officers (SEMO).....	24
4.37	パワークラフトコーディネーター Power Craft Coordinator	25
4.38	ウォーターセーフティコーディネーター Water Safety Coordinator	25
4.39	ウォーターセーフティ要員 Water Safety Personnel.....	26
4.40	コミュニケーションコーディネーター Communications Coordinator	26
4.41	医療/FA コーディネーター Medical/First Aid Coordinator	27
4.42	コース統計係 Course Statistician	27
4.43	感染対策マーシャル Infection Control Marshall.....	28
5.	世界記録及び日本記録 WORLD RECORDS AND JAPAN RECORDS	29
	世界記録 Japan Records	29
	日本記録 Japan Records	31
6.	競技会の公式な開始と終了 OFFICIAL START AND COMPLETION OF COMPETITION	32
7.	自然条件 PREVAILING CONDITIONS.....	32
8.	録画装置 VIDEO RECORDING DEVICES	32
9.	通信機器 COMMUNICATION DEVICES IN COMPETITION.....	32
10.	服装等 COMPETITION ATTIRE.....	32
11.	年齢区分 AGE CATEGORIES.....	36
11.1	年齢区分の定義 Determining Age Categories.....	36
12.	障害を持った競技者 COMPETITORS WITH A DISABILITY	39
13.	トランスジェンダーガイドライン TRANSGENDER GUIDELINES	39
14.	国内/地域内クラブ間移籍及び国際クラブ間移籍 INTER CLUB NATIONAL AND INTERNATIONAL MEMBER COMPETITION TRANSFERS	39
15.	アンチドーピング ANTI DOPING	40
15.1	薬物ポリシー Drug policy	40
15.2	ドーピング・コントロール・イベントの定義 Doping control event definitions	41

16.	行動規範	CODE OF CONDUCT.....	41
16.1	競技者, テクニカルオフィシャル及びメンバーの行動規範	Code of conduct for competitors, technical officials and members	41
16.2	ライフセービング競技のフェアプレー規範	Fair-play code for lifesaving competitions	42
17.	不正行為	MISCONDUCT	44
17.1	不正行為と懲罰	Conduct and discipline generally	44
17.2	不正競争	Competing unfairly	44
17.3	重大な規律違反	Serious discipline offence.....	44
17.4	規律委員会	Disciplinary Committee	45
17.5	評決の告知	Notification of Findings:	46
18.	失格及び DNF	DISQUALIFICATIONS AND “DID NOT FINISH” CLASSIFICATIONS...	46
19.	抗議と上訴	PROTESTS AND APPEALS	47
19.1	抗議の種類	Types of protests	47
19.2	抗議の申し立て	Lodging a protest	47
19.3	ビーチフラッグスにおける抗議	Protests in Beach Flags.....	48
19.4	抗議の裁定	Adjudication of protests	48
19.5	上訴委員会及び上訴パネル	Appeals Committee and Appeal Panels	49
	抗議申立書	PROTEST FORM.....	51
	上訴申立書	APPEAL FORM.....	53
	WORLD RECORD APPLICATION FORM VERSION 2023.....		55
	競技会組織構造 – 模式図	COMPETITION ORGANISATIONAL STRUCTURE – SCHEMATIC DIAGRAM.....	57
	参考文献	References.....	References-1
	JLA 競技規則 編著者・協力者の履歴.....		Colophon-1

第 2 章 共通競技総則

GENERAL RULES AND PROCEDURES

ライフセービングのスポーツは ILS の使命でもある世界中の溺水事故防止に寄与するものである。ライフセービング・スポーツの国際的な組織である ILS は、ライフセービング競技会が安全で且つ公平な制度の下で開催され得よう、競技規則を制定するものである¹。

いかなる ILS 加盟連盟であっても、ILS への正式な申請と承認なしに「世界」イベントと称するライフセービング競技会を実施してはならない。さらに、"ILS", "International Life Saving (国際ライフ・セービング)", "Lifesaving World Championships (ライフセービング世界選手権)", "LWC", "Oceanman (オーシャンマン)", "Ocean M (オーシャン M)", "Ocean M Lifesaver Relay (オーシャン M ライフセーバーリレー)", "Oceanwoman (オーシャンウーマン)", "World (世界)", "Lifesaving (ライフセービング)", "Life Saving (ライフ・セービング)", "Rescue Series (レスキューシリーズ)", "World Lifesaving Championships (世界ライフセービング選手権)", "World Water Safety (世界ウォーターセーフティ)" という語/用語は、正式申請及び ILS の書面による同意がなければ、いかなるライフセービング競技会に関しても使用できない。

1. ILS 認定競技会² ILS-SANCTIONED COMPETITION

ILS だけが他のライフセービング競技会を ILS 認定とすることができる。そして全ての ILS 認定ライフセービング競技会は最新版 ILS 競技規則 (ILS Competition Rule Book) を用いなければならない。

ILS は、世界選手権 (world championships), 国際選手権 (international championships), ILS 地域選手権 (ILS regional championships) そしてナショナル選手権 (national championships) を認定でき、その他の国際 (international) 又はナショナル競技会 (national competitions) も認定できる。

認定の目的は、ILS 認定の下で開催される全ての種目が一貫した基準に準拠するようにし、またそれらが ILS のイメージを傷つけないようにすることである。そのような競技種目は ILS 正規会員団体が運営し、開催地域の正式な許可を得て、リスク管理及び所定の保険の手続きを行うものとする。ILS 認定でない競技種目では、世界記録の更新はない。全ての ILS 加盟団体は、自国/地域の競技種目全てが ILS に認定されるようにすることが推奨されている。

- A. 主催団体には、競技会が認定に必要な仕様を満たし認定申請を完了する責任がある。認定申請は ILS 地域事務局 (ILS Regional Secretary) 及び ILS 本部 (ILS headquarters) により受理されなければならない。主催団体は申請手続きについて ILS 本部と連絡をとるものとする。ILS 認定申請様式はウェブサイト <https://www.ilsf.org> から入手可能である。
- B. 全ての ILS 認定競技会において、ILS は、認定に必要な全ての仕様を満たす責任のある競技会の組織委員会との公式リエゾン (連絡係) に、ILS スポーツコミッション (ILS Sport Commission) の議長 (又は議長から任命された者) を任命する。

¹ 【JLA 注釈】 JLA もまた同様に、JLA が主催/認定する競技会が安全且つ公平な制度の下で開催され得よう、ILS 競技規則を可能な限り反映させた JLA 競技規則を制定するものである。

² 【JLA 注釈】 JLA 認定競技会については、「基本規程」第 5 章、及び「認定競技会規程」を参照のこと。

2. 競技会の組織と管理 COMPETITION ORGANISATION AND ADMINISTRATION

- A. ILS が実施する、又は ILS が認定し ILS 加盟団体の下で実施される全ての競技会（世界選手権を含む）は、ILS 競技規則、ILS 及び関連する加盟団体の規約、それら規約に基づく規定の対象となる。一部の競技会には特別な条件が適用されることがあるが、その場合、競技組織団体は全ての参加者にその旨を明確にしたハンドブック、公報、案内などを発行する³。
- B. 競技会にエントリーすることで、参加者は競技会を管理する関連規則、規定、手順を知る責任と義務があることを認識しているものとする。
- C. 競技会の主催者は、競技会へのエントリー資格及びエントリーにより課せられる責任に関する全ての情報を、競技者又は所属団体/クラブが入手できるようにせねばならない。
- D. 競技会を適切に実施するため以下に例示するような情報提供も必要である：
- 競技会の名称及び特性、
 - ILS 加盟団体/JLA 加盟団体の名称及び住所、
 - 主催者を明記した組織委員会（Organising Committee）の名称及び住所、
 - 適切な免責事項、情報開示及び ILS/JLA 認定に関する勧告と、競技会は「ILS 及び/又は ILS 加盟組織の権限及び規定の下に開催される」又は「JLA 及び/又は JLA 加盟組織の権限及び規定の下に開催される」という趣旨の声明文、
 - 競技会の開催場所及び開催日、ブリーフィングの日時及びその他詳細情報、マーシャルへの集合、エントリーの開始日及び終了日、どのように（そしてどこで）エントリーできるか、そしてエントリー費用、
 - 実施を予定している全ての競技 — 特殊な種目又は複数部門にわたる競技種目の場合、「区間」、コースの全長及びその他詳細情報が含まれていること、
 - エントリーが拒否される条件及び年齢制限の詳細、
 - 主催者が加入する保険（私有財産、公的責任、及び個人賠償責任保険の観点から適切なもの）についての詳細、
 - 器材についての特殊な要求仕様の詳細（もしあれば）、及び器材検査の時刻と場所、
 - 表彰と賞金の詳細一覧と、競技結果から賞が決定される方法、
 - 上訴に関する特別な手続きや預託金についての詳細、
 - 競技の延期、中止、放棄、取消、そして競技種目の一部又は全部を変更することに関する規定、
 - 競技者には、必要があれば、ILS/JLA の加盟団体、所属団体/クラブ又はその他の関連当局から書面による承認を得る義務があるとの喚起、
 - 競技会又は競技種目における競技者/チームの最大数、及びその数の管理方法、
 - 競技中に器材の変更又は交換が必要になった場合の変更/交換方法、

³ 【JLA 注釈】同様に、JLA が実施する、又は JLA が認定し JLA 加盟団体の下で実施される全ての競技会は、JLA 競技規則、JLA 及び関連する加盟団体の規約、それら規約に基づく規定の対象となる。一部の競技会には特別な条件が適用されることがあるが、その場合、競技組織団体は全ての参加者にその旨を明確にした要項、公報、案内などを発行する。

- クラフトに貼付するデカール (decals)⁴, テクニカルオフィシャル, 作業班及び競技者らが着用するスポンサーが特定できる服装, 及び (もしあれば) 競技者の器材又は服装で他の企業ロゴを表示することに関する制約に関する競技会スポンサーの要件の詳細,
- 任命されたオフィシャルがそれぞれ何を判定するか,
- 競技会に適用されるペナルティーの規模,
- 水温: 競技会開催日の平均値, 気温及び湿度: 競技会開催日の平均値,
- 通常と異なるコースの危険性又は特殊器材の必要性: 例えば, ウェットスーツ, 補助具など, 競技会場及びチェックイン場所への分かりやすいアクセス方法。

2.1 各種委員会, セーフティオフィサー及びセキュリティオフィサー Committees, Safety Officer, Security Officer, and Security Officer

各競技会について, 当局は組織委員会, コンペティション委員会を設置し, 安全・緊急事態職員を任命する。小規模な競技会では, 複数の委員会の機能を一つに統合してもよい。

組織委員会, コンペティション委員会, 及びセーフティオフィサー委員会等の関係は, 章末の模式図で説明されている。

2.2 組織委員会 Organising Committee

組織委員会は, 競技会の競技及び非競技の観点から, 安全, 物流, 及び運営組織を計画・展開する責任を負う。組織委員会は競技会の性質に応じて編成される。

組織委員会はライフセービング・スポーツ担当部局 (JLA ではライフセービングスポーツ本部) と協議し, 同担当部局に対して責任を負う。

組織委員会はコンペティション委員会の編成を決定し, 必要に応じて同委員会をサポートする。

組織委員会のどんな会合であっても, 公式記録を取り, 保管せねばならない。

2.3 コンペティション委員会⁵ Competition Committee

コンペティション委員会は, 競技会の運営にかかる全ての事項について監督する。この委員会は, 競技規則に従って, 競技種目を変更, 延期, 取り消すことができ, また, 競技会の場所を変更することができる。

コンペティション委員会は競技会の体制化, 運営に関する事項について, 組織委員会, チーフレフリー, セーフティオフィサー, セキュリティオフィサー及び関連する緊急事態要員, 専門家 (アスリート代表を含む) らから, 適宜助言を求めるものとする。

コンペティション委員会のどんな会合であっても, 公式記録を取り, 保管せねばならない。

2.4 セーフティオフィサー Safety Officer

A. セーフティオフィサーは関連当局により 1 人任命され, 競技及び競技以外の安全及び救急

⁴ 【JLA 注釈】 ステッカーの類だが, クラフトをデコレーション/ラッピングする大型のものが含まれる。

⁵ 【JLA 注釈】 コンペティション委員会は, 競技会によっては, 大会委員会, 実行委員会などと呼称する場合がある。また, イベントマネジメント委員会 (S1-7) と同一視される場合もある (参考: ILS-Competition-Rule-Book-2023-Technical-Bulletin-5, July 2024)

サービスの全てについて検討し、組織委員会及びコンペティション委員会に助言しなければならない。規模の大きな競技会では、様々な役割責務を担う緊急・安全委員会を設置するのがよい。この委員会の委員長は組織委員会及びコンペティション委員会メンバーをも務める。

- B. セーフティオフィサー又は緊急・安全委員会による助言は公式記録として保存されなければならない。

2.5 セキュリティオフィサー Security Officer

競技会によっては、組織委員会によって単独のセキュリティオフィサーが置かれることがある。セキュリティオフィサーはテクニカルオフィシャルではないが、競技及び非競技の保安に関する全てについて検討し、組織委員会、コンペティション委員会、及びセーフティ委員会に助言する。また、セキュリティオフィサーは競技施設及び環境において、全ての参加者、観客、器材及び装備などの安全を確保するため、適切なセキュリティ計画、手順、セキュリティ要員が確実に準備/配置されていることに責任を負う。

提出した助言を公式に記録し、保存せねばならない。

3. 競技会の安全 COMPETITION SAFETY

安全な競技会開催は不可欠であり、競技会の計画における優先事項である。組織委員会は、競技会関係者の安全確保のため、適切なリソースを提供する責任がある。

- A. 組織委員会はセーフティオフィサーを任命する。セーフティオフィサーは、競技者、オフィシャル、そして観客その他の安全確保のため、競技施設と環境の全てが安全に使用でき、適切な安全計画、器材、クラフト、手法、緊急事態要員が所定のとおりでであることを確認する責任を負う。
- B. セーフティオフィサーは組織委員会及びコンペティション委員会のメンバーである。
- C. 競技施設が安全であり、適切な安全・緊急対応計画、器材、手法及び要員が配置されていることを ILS スポーツコミッション/JLA ライフセービングスポーツ本部が確認するまで、いずれの競技会も ILS/JLA の認定を受けられない。
- D. いずれのオーシャン競技種目も、チーフレフリー又はセーフティオフィサーが海の状態を評価しコンペティション委員会に報告するまで実施されない。コンペティション委員会のみが、競技会又は競技種目を取消す、予定変更する、又は開催場所を変更する権限を有する。
- E. チーフレフリー又は任命された救急サービスのコーディネーター（安全・緊急対応計画に記名あり）は、競技会中の緊急事態を掌握するものとする。
- F. **注意：**チーフレフリーと救急サービスのコーディネーターとの間で共通の言語が話される必要がある。必要に応じて、組織委員会がコミュニケーションを支援するために通訳を任命する場合がある。

3.1 安全及び緊急対応計画 Safety and emergency plan

- A. 組織委員会は以下の事項を担保する安全及び緊急対応計画を準備する：

- 開催場所が競技会の目的に合致し適格であること、
- 競技者、競技会関係者及び観客の安全性全般、

- 競技者、テクニカルオフィシャル、競技会関係者、又は観客らの怪我又は疾病を含む大小の緊急時のため、所定どおり緊急事態要員が配置され手順が定まっていること。
- B. 当該計画には以下の事項が含まれる：
- 競技者、テクニカルオフィシャル、競技会要員、観客が競技会で使用する施設の概説、
 - 計画及び指揮系統及び救急サービスのコーディネートを主導する権限を有する個人を特定していること、
 - 陸上及び海上パトロールの安全担当者及びプロトコル⁶、そしてそれぞれの職務を特定していること、
 - 救急サービスを展開するためのロジスティック情報を特定していること：
担当者とその配置、競技会場へのアクセス情報、器材、コミュニケーション手順と方法、車両のアクセス、代替会場など、
 - 緊急医療施設を特定していること—これには、応急処置サイトの数、場所及びタイプ、各サイトの設備、応急処置サイトに常駐又は待機している（呼べばすぐ来る状態の）担当者などの情報が含まれる—また、現場の、及び現場以外の医療施設を特定していること—これには、最も近い医療センター及び病院の場所と連絡方法の詳細などの情報が含まれる、
 - 傷病者⁷の搬送又は救助チームが駆けつけるため待機している緊急車両の運営に関する手順を特定していること、
 - 競技者が行方不明になった場合の搜索救助（SAR: Search and Rescue）活動のため十分な明るさを確保できるよう、オープンウォーター競技の開始及び終了時刻を特定していること、
 - **注意：**一般的に競技の終了時刻は、効果的な SAR 活動をするのに明るさが十分でなくなる時刻より 90 分以上前である。
 - 利用可能な救急サービス及びそれらの業務手順が特定されており、内外の当局やサービスをどのように有効化すればいいかが特定されていること、
 - 競技会中に競技者、テクニカルオフィシャル、競技会要員、観客らの死亡又は深刻な負傷事案があった際の意思決定の責任を特定していること。
- C. 緊急対応活動に協力予定の現地当局及び対応機関ともこの安全・緊急対応計画を共有し、ブリーフィングでチームマネージャー及びオフィシャルにも説明すること—緊急医療施設の利用法及び詳細を記した計画概要を各チームマネージャーに提供し、全ての競技会要員にも承知させること。

3.2 非常時会場変更計画 Relocation contingency plan

- A. オープンウォーター競技では、悪天候により厳しい暑さ、寒さ、嵐、大波、うねりなど危険な状況が起こりうる。また、海や浜の汚染といった人為的災害も軽視できない。プール

⁶ 【JLA 注釈】 protocol：手順や規定などの決まり事。

⁷ 【JLA 注釈】 ILS 競技規則原文は patients（傷病者）だが、あえて他の箇所の victims（被救助者）に合わせず、救急隊等の救急サービスで多用される「傷病者」としている。尚、IRB 競技では「ペイシエント」の呼称を採用した。

競技では、水質や停電、機械の故障という問題も起こり得る。

- B. 組織委員会は非常時会場変更計画を準備し、悪天候や競技会の一部又は全てが実施できない状況での手順及び手続きを明確にしておくこと。
- C. 非常時会場変更計画は以下のように作成する：
- 競技会の一部又は全ての中止、取消、延期、会場変更を誰がどのような手続きで決定するかを特定している、
 - 定められた競技時間枠内で競技会の一部又は全部を安全に実施できる代替会場を特定している、
 - 中止、取消、延期、会場変更に関する決定及び指示を伝える責任の所在と手順を特定している、
 - 代替会場に競技者、競技会要員、器材を異動させるロジスティック計画の概要を説明している、
 - 代替会場での設営及びタイムテーブルを調整する責任の所在が記されている。

注意：競技会の安全及び非常時計画、安全ガイドラインのサンプルなど詳細情報は <https://www.ilsf.org> を参照のこと。

4. テクニカル、セーフティ及びその他のオフィシャル TECHNICAL, SAFETY AND OTHER OFFICIALS

組織委員会は、テクニカルオフィシャルの選任を手配するものとする。テクニカルオフィシャルとは、ライフセービング競技の規則及び規定を適用し、規則違反、パフォーマンス、タイム、順位を判定することで、競技会を統制する者のことである。

4.1 テクニカルオフィシャル行動規範 Technical officials code of conduct

- A. 全てのオフィシャルは、ライフセービング競技の国内/地域内管理団体（日本では JLA）により認定されていなければならない。また、競技会のオフィシャルに任命されるには、オフィシャル参加申請が承認されなければならない。
- 注意：**経験又は専門資格を有する者に専門的な役割を与える場合がある：タイムキーパー⁸、レコーダー⁹、安全担当、医療担当、船上ジャッジ（IRB ジャッジ）など。それらの担当者には役割と責任についての指示が与えられる。
- B. オフィシャルは競技チームを「コーチ」することはできず、また同様に手助けすることもできない。これに違反したと判断されたオフィシャルはそれ以降オフィシャルとして行動する資格を失う。ただし、競技者を含むグループにオフィシャルが講習会又は研修会を実施することは、この規則に違反したとみなされない。
- C. 詳細については「S2-15 行動規範」を参照のこと。
- D. ミーティング：オフィシャルは競技運営にあたり、判定基準などを共有/確認するため、ミーティング（オフィシャル会議を含む）へ適宜参加すること。
- E. **服装：**特に指示がない限り、オフィシャルは白又は青の上着、白又は青のパンツを着用す

⁸ 【JLA 注釈】 S2-4.22 B.の記述の通り「計時ジャッジ」と同義。

⁹ 【JLA 注釈】 競技規則内には「レコーダー（recorder）」という役職は定義されていないが、実質的に「S2-4.23 記録ジャッジ」のことと同義とする。

ること。帽子は白又は青であること。環境に応じて適切な履物（例えば、プールデッキでは白靴）を着用すること。識別しやすいように、上級オフィシャル（Senior Officials）には目立つ色の上着が支給されることがある（例えば、チーフレフリーのシャツは赤色）。必要に応じてレインコート又はアノラック（anorak）¹⁰等の防護服を着用することが出来る。

注意：主催者がイベント固有のユニフォームを提供する場合、それを着用する必要がある。

4.2 ローカルイベントマネージャー Local Event Manager

ローカルイベントマネージャー（又は別名の管理者）は組織委員会の監督下にあり、競技会の間はコンペティション委員会の監督下にある。ローカルイベントマネージャーは競技規則及び組織委員会の決定の範囲内で競技会を組織する責任を負う。ローカルイベントマネージャーは開催場所において組織委員会を代表し、あらゆる問題に対処する。

4.3 ILS イベントディレクター ILS Event Director

ILS が管理する競技では、ILS 競技ディレクターが任命され、ILS と ILS スポーツコミッションがライフセービング世界選手権を計画し進めるのをサポートし、コンペティション委員会に競技について報告する。

組織委員会は以下の、及び以下に限定されないオフィシャルの任命手配を行う：

テクニカル：

- チーフレフリー
- デピュティーチーフレフリー
- エリアレフリー（オーシャン）
- イベントディレクター（プール）
- セクショナルレフリー
- レフリースチュワード/ヘッドスコアラー
- コンペティターリエゾンオフィサー
- コーススーパーバイザー
- スクルーティニアコーディネーター及びスクルーティニア
- 装備及び機器コーディネーター
- アナウンスコーディネーター及びコメントパネル

ジャッジ

- チーフジャッジ
- フィニッシュジャッジ
- レーンジャッジ
- コースジャッジ
- スペシャリストジャッジ
- 電子機器スペシャリストジャッジ
- 計時ジャッジ

¹⁰ 【JLA 注釈】 アノラック（anorak）：フード付きアウターウェア。

- 記録ジャッジ
- スターター
- チェックスターター
- 船上ジャッジ
- マーシャル ¹¹
- チェックマーシャル
- プレゼンテーションスチュワード
- 上訴委員長
- 上訴委員
- 規律委員長
- 規律委員
- セキュリティオフィサー

セーフティオフィシャル：

- セーフティオフィサー
- セーフティ & エマージェンシーマネジメント オフィサー
- パワークラフトコーディネーター
- ウォーターセーフティコーディネーター
- ウォーターセーフティ要員
- コミュニケーションコーディネーター
- 医療/FA コーディネーター
- コース統計係
- 感染対策マーシャル

注意 1： 小規模競技会では、安全性の規定が損なわれないのであれば、複数のオフィシャルの役割を兼ねさせてもよい。

注意 2： 競技会に参加する者は常に、競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に注意し、観察したこと又は懸念事項を直ちに報告する必要がある。

注意 3： 既に下した判断、又は今後検討する必要がある判断を支持するために、オフィシャルは競技規則のどんな侵害又は違反をも記録しておくこと。

テクニカルオフィシャル TECHNICAL OFFICIALS

4.4 チーフレフリー Chief Referee

チーフレフリーは以下のことを行う：

- A. コンペティション委員会と連携して、実際の競技実施に関連するすべての事項、及び最終的な結論が ILS 規則/JLA 規則でカバーされていない事項について、責任を負う — また、チーフレフリーは、実施する競技会又は競技を管理する規則と規制を履行する、
- B. 競技会に参加する競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し、競技会の全部又は一部を直ちに停止する権限を持ち、その決定をセーフティオフィサー及びコ

¹¹ 【JLA 注釈】 マーシャルの直前にあった「非テクニカルオフィシャル」という記述が、2025 年版から削除された。

ンペティション委員会に付託するものとする、

注意：チーフレフリーは、捜索及び救助活動を開始及び調整する権限を持つ — チーフレフリーはそれらの行動をセーフティオフィサー及びコンペティション委員会に直ちに報告せねばならない、

- C. 競技者、パワークラフト、ウォーターセーフティ要員、オフィシャル、ライフセーバー/ライフガードから直接受けた安全上の懸念報告に直ちに対応し、セーフティオフィサー及び/又はコンペティション委員会と適宜連絡を取るものとする、
- D. エントリー条件、タイムテーブル、会場レイアウト、特別競技、安全性、緊急時の手配など、競技会の実施及びプログラムに関して、上級オフィシャル及び/又はチームマネージャー及び/又はコーチ及び/又は競技者向けの事前及び事後説明会を実施する、
- E. 必要と思われる変更をプログラムに加え、遅滞なくすべての関係者に伝える — いかなる変更も、競技者とオフィシャルの安全と福祉を考慮したものであるべきである、
- F. 報告、抗議、規則違反、及びオフィシャル、競技者、コーチ、マネージャー、競技に関する全ての事項について検討し裁定する — いかなる決定も「S2-18 抗議及び上訴」にあるような上訴の対象となる場合がある。
- G. 競技会又は競技中のいかなる不適切行為をも検討し裁定する — 必要とあらば、違反又は違反者を ILS/JLA に付託し、更なるペナルティーを検討させるものとする、
- H. 必要に応じて競技者を失格又は罰する権限を行使する — 関連する競技が終了するまで、チーフレフリーは失格又はペナルティーを通知する必要はない、
- I. 必要に応じて、オフィシャル、チームマネージャー、コーチ、競技者らとのブリーフィングを実施する、
- J. チーフレフリー（プール）又はその代理は、各競技に関する、如何なる失格をも含む全ての結果書類を監督及び照合し、記録担当者が書類を受け取ったことを確認する責任も負っている。
- K. 競技会の実施に関して、適切な提案事項を添えて ILS/JLA 当局に報告する。

4.5 デピュティーチーフレフリー Deputy Chief Referee

デピュティーチーフレフリーが置かれた場合、以下のことを行う：

- A. 競技会の指揮と運営を補助し、チーフレフリーが不在の場合はその権限と責任を代行する、
- B. チーフレフリーの権限内で、競技会の特定の範囲を管理する、又は特定の任務、権限を与えられる、
- C. 競技会に参加する競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し、競技会の全部又は一部を直ちに停止する権限を持ち、その決定をチーフレフリーに付託する、
- D. デピュティーチーフレフリーも、必要とあらば捜査及び救助活動を開始する権限を持ち、セーフティオフィサー及びチーフレフリー又はそれらの代理人に報告する。

4.6 エリアレフリー（オーシャン） Area Referee (Ocean)

エリアレフリー（複数の場合もあり）が置かれた場合、以下のことを行う：

- A. チーフレフリー又はデピュティーチーフレフリーに対して、必要条件に対する適切なコースレイアウトを含め、競技会の特定エリア又はセクション又はいくつかの競技のまとめ

- を管理又は体制化する責任を負う、
- B. 特定の管理エリアでの競技会及び競技種目を統制する規則及び規定を実行する、
- C. 競技会に参加する競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し、担当するエリアでの競技会の全部又は一部を直ちに停止する権限を持ち、その決定をチーフレフリー及びセーフティオフィサーに付託する、
- D. エリアレフリーは、セーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーと連携して、捜査及び救助活動を開始する権限を持ち、直ちにセーフティオフィサー及びチーフレフリー又はその代理人に通知する、
- E. チーフレフリーの裁量で、（エリアレフリーが）抗議を検討し裁定する、
- F. 管理下にあるセクショナルレフリーらに、担当エリアを管理するための特定の要件について説明する、
- G. エリアでの実施に関して、レフリー又はエリアの権限者に報告及び提案事項を提供する。

4.7 イベントディレクター（プール） Event Director (Pool)

イベントディレクターが置かれた場合、以下のことを行う：

- A. チーフレフリーに対して、競技会の特定エリア又は競技の統制又は体制化する責任を負い、当該管理エリアで実施される競技会及び競技に適用される規則及び規定を遵守する。イベントディレクターが置かれた場合、以下のことを行う：
- 競技開始の準備のため、競技者にホイッスルを吹く、
 - 競技者がスタートの位置につくようホイッスルを吹く前に、器材がセットされ、チーフタイムキーパー¹²が準備完了の合図を出していることを確認する、
 - 競技者が配置についていることをスターターに合図し、スターターに引き継ぎ、そして、
- B. 必要とあらば、プール競技の競技者が手足に粘着性物質を使用していないか、使用されている水着及び器具が許容されるか（例えば、レスキューチューブのライン/ロープが不正に短くしていないか）、及び、全てのマネキン、チューブ、フィン、その他がレースのために正しく配置されているか、をチェックする手順を整備する、
- C. イベントディレクター（及びスターター）は、彼らの意見として、スタート条件に違反があった又はスタートが公平でなかった場合、ホイッスルの合図又はその他の手段で競技者を呼び戻す責任を負う。

4.8 セクショナルレフリー Sectional Referee

セクショナルレフリーが置かれた場合、以下のことを行う：

- A. チーフレフリー又はエリアレフリーに対して、必要条件に対する適切なコースレイアウトを含め、競技会の特定セクションを管理又は体制化する責任を負う、
- B. 特定の責任セクションでの競技会及び競技種目を統制する規則及び規定を実施する、
- C. 競技会に参加する競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し、担当するセクションでの競技会の全部又は一部を直ちに停止する権限を持ち、その決定をエリアレフリー及びセーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーに付託する、

¹² 【JLA 注釈】「タイムキーパー」は S2-4.1 A 注意の脚注を参照のこと。

- D. セクショナルレフリーは、エリアレフリー、セーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーと連携して、捜査及び救助活動を開始する権限を持ち、直ちにセーフティオフィサー及びチーフレフリー又はその代理人に通知する、
- E. チーフレフリー又はエリアレフリーの裁量で、（セクショナルレフリーが）抗議を検討し裁定する、
- F. 任命されたすべてのオフィシャルが各自の立場と責任を認識していることを確認する、
- G. チーフレフリー又は担当の ILS/JLA 当局者に、セクションの運営に関する報告及び提案事項を提供する。

4.9 レフリースチュワード/ヘッドスコアラー Referee Steward/Head Scorer

レフリースチュワード/ヘッドスコアラーが置かれた場合、以下のことを行う：

- A. チーフレフリーの監督の下で行動する、
- B. 競技会の全ての競技及び点数スコアの手書き記録及び電子記録の保持について責任を負う、
- C. 競技の運営に必要なリザルトカード及び文房具の供給と配布を手配する、
- D. 競技会の実施に必要な記録手順を監督し、レコーダー¹³をセクショナルレフリーに割り当てる、
- E. 各セクションからの紙媒体による結果の回収を監督する、
- F. セクショナルレフリーの求めに応じて、ラウンド、準々決勝、準決勝、決勝のドローを監督する、
- G. ジャッジがマーキングシートを用いて結果を決定する競技（例えば SERC）において、編集エラーが発生した際、レフリースチュワードは直属のレフリーと連絡を取り結果を決定する、
- H. チーフレフリーの署名を得て世界（及びその他の）記録申請書を完成させる、
- I. 競技結果についてメディアと連絡を取る、
- J. 競技会に参加する競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し、いずれの懸念事項をも直ちに関係するレフリー又はその代理人及びセーフティオフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば、オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく、チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

4.10 コンペティターリエゾンオフィサー Competitor Liaison Officers

コンペティターリエゾンオフィサーが置かれた場合、以下のことを行う：

- A. （もし置かれていれば）リエゾンコーディネーター及びエリアレフリー又はセクショナルレフリーの監督下で行動する、
注意：通常、リエゾンコーディネーターは複数のリエゾンオフィサーの内の 1 人であり、チーフレフリーと連携してリエゾンの処理を合理化し、可能な限り実用的、効率的に競技会を実施できるようにする、
- B. 競技者、コーチ、チームマネージャー、及びオフィシャルとの間に立ち、支援を提供し、

¹³ 【JLA 注釈】「レコーダー」は S2-4.1 A 注意の脚注を参照のこと。

- 競技の実施に関する競技規則や質問を伝える,
- C. 競技者, コーチ及びチームマネージャーがアクセスできるように配置される,
 - D. 競技者, コーチ及びチームマネージャーから提起された, 競技の実施, コース又は安全性に関するいかなる懸念についても, チーフレフリー, エリアレフリー又はセクショナルレフリー又はイベントディレクターに助言する,
 - E. 競技者, コーチ, チームマネージャーに対して, 抗議や上訴の手続き, 及びチーフレフリーへの最善のアプローチ方法について案内をする,
- 注意:** リエゾンオフィサーらは, 常にバイアスなしに職務を遂行し, オフィシャル, 競技者, コーチ, チームマネージャーらに対してオープンで中立的な立場を維持した業務を実践する,
- F. 競技会に参加する競技者, オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し, いずれの懸念事項をも直ちにセーフティオフィサー又はチーフレフリー又はその代理人に報告する — もし事態が破滅的であれば, オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく, チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

4.11 コーススーパーバイザー Course Supervisors

コーススーパーバイザーが置かれた場合, 以下のことを行う:

- A. 安全, 適切, 公平なコースレイアウトに関して, チーフレフリー又はエリアレフリー又はセクショナルレフリー又はイベントディレクターに対して責任を負う,
- B. セーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサー (SEMO) と連携して, 競技会中に一般に予想されるビーチ及び水中ビーチの条件を評価する — 利用可能なビーチ及び砂, 潮汐, カレント, うねり, 風の状況及びその他関連するものを含む,
- C. パワークラフトコーディネーター及びその他任命された担当者と協力して, 競技会前及び競技会中の水上コースの設置及び調整を監督し, 可能な限り競技条件の遵守を確保し, すべての競技者にとって安全, 適切, 公平, 平等なレース条件を提供する,
- D. すべての競技者にとって実用的, 安全, 公平, 平等なレース条件を提供するために, 水中イベントに関連するビーチ及びライフセービング競技コース, ビーチでのコースの設定と調整を監督する,
- E. コースの条件に関して, 競技者又は競技者パネル, コンペティションリエゾンオフィサー, その他の職員との連絡を取る,
- F. 競技会に参加する競技者, オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し, いずれの懸念事項をも直ちにチーフレフリー又はその代理人及び/又はエリアリスク管理オフィサー (ARRO) に報告する — もし事態が破滅的であれば, オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく, チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

4.12 スクルーティニアコーディネーター及びスクルーティニア Scrutineer Coordinator and Scrutineers

スクルーティニアコーディネーターが置かれた場合, 以下のことを行う:

- A. チーフレフリーの監督の下で行動する,

- B. 計測装置と器材検査の統制及び組織化を担当し、全てのクラフト、ボート、及び/又は機器が ILS から承認された現行仕様に従って動作することを確認する、
- C. 器材検査エリアと計測装置の正しいセットアップを手配する、
- D. 使用する器材検査の基準が、現行の装置と器材の仕様に沿っていることを確認する、
- E. 競技装置及び器材の（検査）手続きプログラム及びタイムテーブルを手配し記録をメンテナンスする、
- F. スクルーティニアを監督し、場所、時間帯及び特定の責任範囲を割り当てる名簿（シフト）を作成する、
- G. スクルーティニアと協力して、競技者の器材が競技アリーナに入る前にクラフトと器材を検査し調べる、
- H. 競技種目を観察し、特定のクラフト、モーター、器材の性能がメーカーの性能仕様を越えていると思われる場合、それら観察結果をチーフレフリーに知らせる、
- I. 必要だと思われる場合、又は求めがあった場合、単一競技又は競技会の開催中及び/又は終わってからの検査を手配する、
- J. 違反及び競技者、マネージャー、コーチが提起した懸念事項について、チーフレフリーと連絡を取る、
- K. チーフレフリー又は当局者に、スクルーティニアプログラムの実施に関するレポート及び推奨事項を提出する、
- L. 競技会に参加する競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し、いずれの懸念事項をも直ちにチーフレフリー又はその代理人及び/又はセーフティオフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば、オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく、チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

4.13 装置及び器材コーディネーター Gear and Equipment Coordinator

装置及び器材コーディネーターが置かれた場合、以下のことを行う：

- A. チーフレフリーの監督の下で行動する、
- B. 競技用の装置及び器材の正しい組み立てに責任を持つ、
- C. 装置及び器材をアシストする組織委員会の作業員を監督する、
- D. 装置及び器材の修理及び警備/返却を調整、交代、手配する、
- E. 組織委員会及びオフィシャル向けに発行された装置と器材の記録を整備する、
- F. 装置及び器材を他の場所に移動するのを監督する、
- G. 競技会中の装置及び器材のどんな紛失又は破損でもチーフレフリーに報告する、
- H. 競技会終了時に、全ての装置及び器材が水洗いされ適切に収められていることを確認する、
- I. 装置及び器材部門に関するレポート及び推奨事項をチーフレフリー又は ILS/JLA 担当者に提供する、
- J. 競技会に参加する競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し、いずれの懸念事項をも直ちにチーフレフリー又はその代理人及び/又はセーフティオフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば、オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出

してもよく、チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

4.14 アナウンスコーディネーター及びコメントパネル Announcing Coordinator and Commentary Panel

アナウンスコーディネーターが置かれた場合、以下のことを行う：

- A. チーフレフリーの監督の下で行動する、
- B. 協力関係にあるスポンサー及び組織委員会が設定した ILS/JLA のプロモーションテーマを含め公にアナウンスすること及び（アナウンスのための）システムに注意を払う — アナウンスコーディネーターは緊急時の安全衛生のアナウンスについてセーフティオフィサーと連絡を取る、
- C. アナウンスパネルチームメンバーのシフト名簿、担当場所、担当職務、責任範囲を監督する、
- D. アナウンスのシステム及び様々な器材のセットアップについてアドバイスしアシストする、
- E. 観客、競技者、コーチ、マネージャー、オフィシャル、作業員らに、競技会の進行状況をアナウンスチームから確実に通知するようにする、
- F. アナウンスすべき競技会タイムテーブル及び特別イベントの情報をアナウンスチームに知らせ、競技会の詳細についてアナウンスチームが有益で正確であることを確認する、
- G. チーフレフリー、セーフティオフィサー又は組織委員会の求めに応じて、競技の開催やその他の事項を説明しアナウンスする、
- H. 賞、メダル、VIP 及びスポンサーの紹介について、式典部門と連携する、
- I. アナウンス部門の運営についてチーフレフリー又は ILS/JLA 担当者に報告及び推奨事項を提出する、
- J. 競技会に参加する競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し、いずれの懸念事項をも直ちにチーフレフリー又はその代理人及び/又はセーフティオフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば、オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく、チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

ジャッジ Judges

- A. 競技会におけるジャッジの役割は多種多様だが、主たる活動は、ILS/JLA 競技規則及びチーフレフリーの指示に従って、競技運営を監督及びアシストすることである。
- B. 全てのジャッジは、競技会に参加する競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に注意し、いずれの懸念事項をも直ちにチーフレフリー又はその代理人及び/又はセーフティ & エマージェンシーマネジメント オフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば、オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく、チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー又はセクショナルレフリー又はイベントディレクター及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。
- C. 競技会の規模に応じてジャッジの各役割を組み合わせてもよく、以下のカテゴリーに分類できる。

4.15 チーフジャッジ Chief Judge

チーフジャッジは以下のことを行う：

- A. チーフレフリー、エリアレフリー/セクショナルレフリー又はイベントディレクターに対して責任を持つ、
- B. 競技のコース設営を監督又はアシストする、
- C. エリア/セクションのジャッジのシフト名簿、ローテーションの作成、配置場所の定義を行い、任務及び責任範囲を割り当てる、
- ~~D. フィニッシュを最適に判断でき、及び競技結果を最適に記録できるよう、ジャッジを配置する、~~
- E. 任命されたフィニッシュジャッジが、各競技の順位の総数を把握していることを確認する、
- F¹⁴. 必要に応じて、ジャッジ又はレコーダー¹⁵の決定を判定する、
- G. 競技規則の違反又は侵害をエリアレフリー/セクショナルレフリーに報告する、
- H. 結果のチェック作業を調整及び確定し、リザルトカードに署名して、セクショナルレフリーに渡す、
- I. コース統計係と協力してスタートした競技者数を記録し、全ての競技者がコースを完了した（又は「DNF」と記録された）ことを確認し、緊急時にはチーフレフリー及び/又はセーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーに通知する。

4.16 フィニッシュジャッジ Finish Judge

フィニッシュジャッジは以下のことを行う：

- A. 競技者のフィニッシュ順位を判定する、
- B. 競技規則の違反又は侵害をチーフレフリー又はエリアレフリー/セクショナルレフリー又はイベントディレクターに報告する、
- C. 競技のフィニッシュを妨害なく最も良く見渡せるようフィニッシュラインの両側に位置する、
- D. 必要に応じて ILS/JLA 判定補助具（例えば、ビデオ）を参照してフィニッシュを判定する、
- E. 判定にばらつきがある場合、レフリー又はチーフジャッジの監督の下、多数派の判定結果を採用する、
- F. 競技結果に留意しつつチーフジャッジ又はチーフレフリーに助言する、
- G. 可能であれば、着順が判定されたとき、順位を示すものを発行する、
- H. 競技コースの設置をアシストする。

4.17 レーンジャッジ (IRB 競技) Lane Judge (IRB)

レーンジャッジ (IRB) は以下のことを行う：

- A. 競技の観察を通し、事実のジャッジを行う、
- B. できれば 2 人 1 組になり、各競技種目の各レーンに配置されること、

¹⁴ 【JLA 注釈】英語版で C 項のあと E 項に飛んでいる。

¹⁵ 【JLA 注釈】「レコーダー」は S2-4.1 A 注意の脚注を参照のこと。

- C. 指定されたビーチの位置からクルーの全操作を観察し、競技全体を通して、特に競技のスタートとフィニッシュに関して、クルーが一般的な条件と手順に従っている事を確認する、
- D. 各レース終了時に、必要に応じて IRB とモーター等の確認を行う、
- E. 競技終了時に IRB を確認する際は、クルーのメンバーがその場にいる事を確認し、異常（失格の内容）が確認された場合は、それが修正される前に他のジャッジとクルーの 1 人に注意喚起すること。これによりレーンジャッジと競技者との誤解を避けることができる。
- F. ドライバーが IRB から下船するのをコントロールできず躓いて転倒するような力で、クルーが「ビーチにぶつかった」場合、いかなる攻撃的な操縦をも観察する、
- G. ドライバーがしっかりとポンツーンに座り両足が IRB の床に乗っている事を、IRB の外に足を出し下船する直前に確認する、
- H. エリアレフリー/セクショナルレフリー及びチーフレフリーに対して責任を負う。
注意：競技者は、違反がチーフレフリーに報告されるまではペナルティーを与えられるべきでない。

4.18 レーンジャッジ (プール) Lane Judge (Pool)

レーンジャッジ (プール) は以下のことを行う：

- A. 特定のレーンに配置され、そのレーンの競技において起こった事実を観察する（ジャッジを担当する）、
- B. 競技規則の違反又は侵害をチーフジャッジ、又はエリアレフリー/セクショナルレフリー又はイベントディレクターに報告する、
注意：競技者又はチームは、違反がチーフレフリーに報告されるまではペナルティーを与えられるべきでない。

4.19 スペシャリストジャッジ / 船上ジャッジ Specialist Judge / Judge in Boat

スペシャリストジャッジは競技を裁定するが、それは SERC に限定されない。

船上ジャッジは、オーシャン競技を裁定する。

4.20 コースジャッジ Course Judge

コースジャッジは以下のことを行う：

- A. 競技において起こった事実を観察する（ジャッジを担当する）、
- B. 絶えず観察を継続するため、可能な限り高所に配置され、又はオーシャン競技ではボート上に配置される、
- C. 安全上の懸念事項又はレスキュー事態があれば直ちにチーフレフリー又はその代理人及び/又はエリアリスク管理オフィサー (ARRO) に報告する、
- D. ボートに乗船している場合、必要に応じてそれは救助艇としても機能し、レスキューの際はアシストする — クルーは、競技エリアの両サイドにおいて、ボードライダー、他のクラフト及びサーファーと（実施する競技のタイプを考慮した）適切な距離を保つ、
- E. 競技会又は規則のどんな侵害でも、観察及びノートして、チーフジャッジ、又はエリアレフリー/セクショナルレフリー又はイベントディレクターに報告する、

- F. 特に競技条件の変更があった時は、競技会が始まる前及び進行中に全てのブイの並びをチェックする,
- G. IRB 競技では、ドライビング及びクルーの技術が「ドライビング及びクルー安全手順」に沿っているか確認する,
- H. ドライバー及び/又はクルーのテクニックが警告事項だとみなされる場合、コースジャッジはドライバー及び/又はクルーメンバーに正しい安全テクニックを警告する権限を持つ — それら違反はチーフレフリーに報告される,
- I. ドライビング又はクルーのテクニックが安全でなく危険であるとみなされる場合、その競技についてある個別のクルーメンバーを失格とする、又はその競技及びそれ以降の競技会で失格にするかの勧告を添えてチーフレフリーに報告する,

注意 1: 「警告事項 (cautionary matter)」とは、常識と技術が無視される状況又は自身を危険にさらす状況になった時、ドライバー及び/又はクルーメンバーに求められる基準に違反することを指す,

注意 2: 「安全でない又は危険又は安全違反」とは、ドライバー及び/又はクルーメンバーが、自分らの安全、自分らの IRB、他の競技者又は彼ら/彼女らの IRB に、負傷又は衝突の危険を引き起こす又は危険に晒すことを指す。

- J. **船上** コースジャッジは以下のことを行う:
- 競技の開始前にセクショナルレフリー/チーフジャッジに連絡し、指示を受ける,
 - 競技者が全てのブイを回らなければならない競技では、海の状況が許す限りブイのラインの内側に常駐する,
 - ボードレスキュー及びレスキューチューブレスキュー及びレスキューチューブ競技では、コースジャッジ及びフィニッシュジャッジとして機能し、チームが競技会の条件及び競技規則を遵守しているかどうかをすぐに観察できるよう常駐する,
 - 競技会又は規則のどんな侵害でも、観察及びノートして、チーフジャッジ、又はエリアレフリー/セクショナルレフリー又は（その違反に）関係するジャッジと連携して裁定する者に報告する。
- K. IRB 競技では、**船上** コースジャッジ及び**担当** ボートクルー (Duty Boat crews) は、以下のことを行う:
- チーフレフリーからの要請があった場合、ペイシェント ¹⁶ をブイまで移送する — 指示に従い、競技開始前に指定されたブイにペイシェントを下す,
 - クルーが競技の競技会の条件及び競技規則を遵守しているかジャッジがすぐに観察できるよう、IRB を連ブイと同じラインに位置させる,
 - 全てのペイシェントが回収されるまでブイ付近に留まる。

4.21 電子機器スペシャリストジャッジ Electronic Device Specialist Judge

- A. **プール、オーシャン及びビーチ環境で行われる** スタート、フィニッシュ及び順位を含むレースの各場面をジャッジする及び競技中の競技者の行動を確認するために、電子機器スペシャリストジャッジを置くことができる。

¹⁶ 【JLA 注釈】 IRB 競技におけるヴィクティムの呼称は「ペイシェント」を採用する。

- 注意 1：ILS/JLA 当局は、その裁量で、どのソースを最終決定に使うか指定する、
- 注意 2：必要とあらば同一競技会で複数の異なる機器を最終決定のために用いてもよい。
- B. 電子機器スペシャリストジャッジ（ビデオ、フィニッシュゲート、カメラ、水中（カメラ）¹⁷、ドローンオペレーター等を含む）は、オフィシャル及び/又は指定された外部ソース（例えば、テレビ/ライブストリームなど）が操作する機器を使用して、指定されたジャッジが見るためにレースを記録するものとする。
- C. チーフレフリー、又はエリアレフリー/セクショナルレフリー又はイベントディレクターに対して責任を負い、特定の競技を監督するように配置/及び、又はセットアップされる。セクション/エリア内での電子記録デバイス使用の責任を負う。
- D. 担当セクション/エリア内に於いて機器の使用について責任を負う。
- E. 指示通りに、競技の特定のフェーズ及び競技のフィニッシュを記録する。
- F. 電子機器スペシャリストジャッジは、順位の判定及び確認、並びに競技中の競技者の行動の確認を行うため起用されることがある。
- 注意 1：主催者は最終的な決定を下す際、どの情報源を用いるかをその裁量により指定する。
- 注意 2：必要に応じて、最終決定を下すため同一競技に於いて、異なる機器が併用されることがある。

4.22 計時ジャッジ Timekeeping Judge

計時ジャッジは以下のことを行う：

- A. チーフレフリー又はチーフジャッジ又はイベントディレクターに対して責任を負う、
- B. 特にイベントのタイムキーパーとして機能する — それによりこれらのジャッジは「事実の判定者 (judge of fact)」とみなされる、
- C. 要求されている、又は競技規則又はセクショナルレフリーにより課されるタイム又はタイムのある全競技のタイムを計測し記録する、
- D. 計時の他、割り当てられたジャッジの役割を実行できるようにしている。

4.23 記録ジャッジ Recording Judge

記録ジャッジは以下のことを行う：

- A. チーフレフリー又はチーフジャッジ又はイベントディレクターの監督の下活動する、
- B. マーシャルと連絡を取り、ドローをアシストし、競技結果及びドロー結果をアナウンサーに伝える、
- C. 結果の確認後、各競技者又はチームが競技でフィニッシュした順位を記録し、チーム競技ではチームの全メンバーが記録されるよう確認する、
- D. 必要に応じて、チーフレフリー/チーフジャッジがリザルトカードをチェックしサインすることを確実にする、
- E. 競技結果/失格の記録を保持し、競技結果がレフリースチュワード及びマーシャルに渡る

¹⁷ 【JLA 注釈】原文には唐突に「in water」とだけ書かれているが、「まえがき」の変更点一覧 S2-4.26 (←これは S2-4.21 の間違いだと思われる) に於いて、in water cameras (水中カメラ) が追記されたことから、これは水中カメラのことを指していると思われる。

ようにする,

F. 必要に応じて, 得点又は総当たり戦の累進的合計を保持する,

G. 必要に応じて記録の役割の他, 割り当てられたジャッジの役割を実行できるようにしている。

4.24 スターター Starter

スターターは以下のことを行う:

A. イベントディレクター又はチーフレフリーから競技者を委ねられた時点で, コース条件に関するブリーフィングを含め, スタートについて競技者に対して, チェックスターターと共に独立した管轄権をもつ,

B. 各オーシャン水中競技の第 1 ラウンド開始前に, スターターは競技者にスタートの手順を通知する — また, 該当する場合, スターターは, その競技の次のラウンドに進む資格を得る人数も通知する,

C. 高所, 又はスタートの条件が公平かどうかを最も良く観察でき, そしてチェックスターターの合図が見える場所に位置する,

D. スタートが差し迫っていることを競技者に適切に合図するようにする,

E. スタートが公平でないとスターター又はチェックスターターが判断すると, ホイッスル, 2 発目のスタートピストル又はその他の方法で競技者を呼び戻す,

F. スタートをブレイク¹⁸した, 又はスターターの指示に故意に従わなかった, 又はその他スタート時に妨害した競技者を失格又は除外にする権限を持つ,

G. 全ての失格をセクショナルレフリーに知らせる,

H. 競技のスタート前に, 競技者, ウォーターセーフティ, 専用ボート, ジャッジ, 器材及び (IRB 競技での) ペイシメントが正しく配置されていることを確認する,

I. 競技の条件に関する疑問点をチーフレフリーに付託する,

J. 競技会に参加する競技者, オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し, いずれの懸念事項をも直ちにチーフレフリー又はその代理人及び/又はセーフティ&エマージェンシーマネジメントオフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば, オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく, チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

注意: スタート時, 耳の保護具の着用を強く推奨する。

4.25 チェックスターター Check Starter

チェックスターター (ブレイクジャッジ¹⁹と称することもある) は以下のことを行う:

A. スターターと連携する,

B. 競技において適切な位置にいて, 競技者が整列してスタートの用意ができた時に合図をする。

C. スタート時に違反があった, 又はスタートが公平でなかったと判断した場合, ホイッスル合図又はその他の手段により競技者を呼び戻す責任を負う。

¹⁸ 【JLA 注釈】 Break (又は breakaway) は, 和製英語の「フライング」に相当する行為である。

¹⁹ 【JLA 注釈】 Break Judge

- D. 必要とあらば、プール競技の競技者が手足に粘着性物質を使用していないか、使用されている水着及び器具が許容されるか（例えば、レスキューチューブのライン/ロープが不正に短くしていないか）、及び、全てのマネキン、チューブ、フィン、その他がレースのために正しく配置されているか、をチェックする。
- E. 必要に応じて、チェックスターターは競技中にコースジャッジの機能が求められる、例えば、チーム競技でのリレーボタン/チェンジオーバー、器材交換及び交換部品（gear）の配置、
- F. スターターと連携して、競技のスタート前に、競技者、ウォーターセーフティ、専用ボート、ジャッジ、器材及び（IRB 競技での）ペイシメントが正しく配置されていることを確認する、
- G. 競技会に参加する競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し、いずれの懸念事項をも直ちにチーフレフリー又はその代理人及び/又はセーフティ&エマージェンシーマネジメントオフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば、オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく、チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

4.26 マーシャル²⁰ Marshall

マーシャルは以下のことを行う：

- A. チーフレフリー、エリアレフリー/セクショナルレフリー又はイベントディレクターの監督の下行動する、
- B. スタートラインに進む前に、競技者のエントリーが適切であり、競技者が正しく招集されていることを確認する責任を負う、
- C. 必要に応じて、いかなる競技者チームの変更をもチーフレフリー、エリアレフリー/セクショナルレフリー又はイベントディレクターに報告/確認する、
- D. エントリー条件、ドロー、競技の順番、タイムテーブル、スポンサーのユニフォーム、コース及びその他の手配について、チーフレフリー、エリアレフリー/セクショナルレフリー又はイベントディレクターと連携する、
- E. 全ての競技者が競技総則を遵守していることを確認する、
- F. 交換部品（gear）及び器材の仕様又は ILS 標準又は安全要件を競技者が遵守しているかについてスクルーティニアと連携する、
- G. チェックマーシャルと連携して、競技者の服装（及び、種目で使用する場合はフィンも）を検査し、プール種目に於いて、マネキン及びレスキューチューブを掴み易くするため手に、及びプールの底を蹴り易くするため足に、粘り気、ベタつき、粘着性のある物質を不適切に使用していないか検査するものとする、
- H. 違反又は不正行為についてチーフレフリーに助言する、
- I. ドローを競技者に開示し、マーシャリングエリアの競技者の規律を維持する、

²⁰ 【JLA 注釈】 マーシャルの直前にあった「非テクニカルオフィシャル」という記述が、2025 年版から削除された。

- J. エントリー及びドローに関して、アナウンサー、レコーダー²¹、タイムキーパー²²及びスチュワードと連携する、
- K. 競技者をドロー順に集める、
- L. 出場する競技者の数とその競技の人数制限に準拠しているか確認する、
- M. 水に入るレースにおいて、チーフレフリー、マーシャル及びコース統計係と連携し、スタートする競技者数を確認する、
- N. 競技会に参加する競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し、いずれの懸念事項をも直ちにチーフレフリー又はその代理人及び/又はセーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば、オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく、チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

4.27 チェックマーシャル Check Marshall

チェックマーシャルは以下のことを行う：

- A. マーシャルをアシストする、
- B. いかなる競技者チーム変更をもマーシャル、エリアレフリー/セクショナルレフリー又はイベントディレクター及びチーフレフリーに報告する、
- C. 競技者、器材のいかなる違反又はその他の不正行為をマーシャル及びチーフレフリーに報告する、
注意：これには、競技者の服装（及び、種目で使用する場合はフィンも）の検査、及び、プール種目に於いて、マネキン及びレスキューチューブを掴み易くするため手に、及びプールの底を蹴り易くするため足に、粘り気、ベタつき、粘着性のある物質を不適切に使用していないかの検査が含まれる、
- D. マーシャルをアシストして、競技者をスタート準備のため指定された順に並べ、各レース開始前に全ての競技者名とレース番号が記録されていることを確認する、
- E. スタートラインまで全競技者に同行し、スタート及びリレーの全ての区間で、全競技者がドローの通りに位置していることを確認する、
- F. 全競技者の服装がこの競技規則又は ILS が定めた他の条件に従っていることを確認する、
- G. IRB 競技ではペイシメントマーシャルと呼ばれ、ペイシメント（被救助者）が自分のブイの位置を認識し、十分な時間を持って安全に沖のブイまで移送し、レースが円滑に進む様にする、
- H. 競技会に参加する競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し、いずれの懸念事項をも直ちにチーフレフリー又はその代理人及び/又はセーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば、オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく、チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

²¹ 【JLA 注釈】「レコーダー」は S2-4.1 A 注意の脚注を参照のこと。

²² 【JLA 注釈】「タイムキーパー」は S2-4.1 A 注意の脚注を参照のこと。

4.28 式典スチュワード Presentation Steward

式典スチュワードが置かれた場合、以下のことを行う：

- A. チーフレフリーに対し、表彰される競技者、受賞者を順序良く待機させる責任を負い、全てのトロフィー及び賞が表彰台で準備されていることを確認する、
- B. VIP に関する ILS/JLA 礼典を含め、式典についての ILS/JLA 及びスポンサー要件に注意する、
- C. 賞、メダル及びその他表彰の適切な紹介についてアナウンスコーディネーターと連絡を取る、
- D. 競技会に参加する競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し、いずれの懸念事項をも直ちにセーフティオフィサー及びチーフレフリー又はその代理人に報告する — もし事態が破滅的であれば、オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく、チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

4.29 上訴委員長 Appeals Committee Convenor

上訴委員会の招集者、つまり上訴委員長はチーフレフリーから付託された事案について検討し裁定するための上訴委員会委員を任命する責任がある。

4.30 上訴委員 Appeals Committee member

上訴委員は、チーフレフリーから付託された全ての事案について検討し裁定を下す責任を負う。上訴委員長は、適切な上訴委員会の委員を選定し、個々の事案について裁定させる。

4.31 規律委員長 Disciplinary Committee Convenor

規律委員会の招集者、つまり規律委員長は、コンペティション委員会、チーフレフリー又は上訴委員から付託された事案を解決するために委員を任命する責任がある（「S2-16 不正行為」を参照すること）。

4.32 規律委員 Disciplinary Committee member

規律委員は、コンペティション委員会、チーフレフリー、又は上訴委員会から付託された全ての事案について検討し裁定を下す責任を負う。規律委員長は、適切な規律委員会の委員を選定し、個々の事案について裁定させる。

4.33 オフィシャルアセッサー Officials Assessor

関係当局は、将来の競技会において任命されるチーフレフリーを含む優秀なオフィシャルの特定を支援するオフィシャルアセッサー（複数人の場合あり）を任命することができる。関係当局はまた、特定したオフィシャルのパフォーマンスと能力を向上させるため、オフィシャルアセッサーにリアルタイムで指導及び教育を施すよう要請することができる。

このプロセスには以下が含まれる：

- A. 競技会開始前に、関係当局及び/又はオフィシャルアセッサーが、選抜されたオフィシャル（ら）に対し、関係当局によって評価対象として選抜されたことを通知する、
- B. 評価の目的とプロセスを説明する、
- C. そのオフィシャルに、いつ評価が行われるかを通知する、
- D. 基準に照らしてオフィシャルのパフォーマンスを評価する、

- E. オフィシャルの強みと改善点を特定する,
 - F. 必要に応じて, リアルタイムの指導と教育を施す,
 - G. 競技会中及び競技会后, オフィシャルにパフォーマンスに関するフィードバックを提供する,
 - H. テクニカルオフィシャルに新たな才能が認められた場合, 関係当局に報告する,
 - I. 評価の結果オフィシャルの交代が必要となる可能性がある場合は, 競技中に関係当局に報告する,
 - J. 競技終了後, 関係当局に評価に関する正式な報告書を提出する。
- 注意:** 関係当局は, 評価を受けたオフィシャルにも正式なフィードバックを提供するものとする。

セーフティオフィシャル SAFETY OFFICIALS

4.34 セーフティオフィサー Safety Officer

セーフティオフィサーは安全委員会の議長を務め, 組織委員会及びコンペティション委員会のメンバーとして助言を提供し, そして以下のことを行う:

- A. チーフレフリーと連携して活動する,
- B. 緊急事態における迅速且つ効果的な安全, レスキュー及び復帰を提供する安全, 搜索及びレスキュー及び緊急時対応計画を策定し, 実行する — このプログラムは競技を実施する組織委員会及びコンペティション委員会によって検討され承認されるものとする,
- C. 競技者, パワークラフト, ウォーターセーフティ要員, オフィシャル及びライフセーバー/ライフガード要員から直接得た安全上の懸念報告に直ちに対応及び記録し, 必要に応じてチーフレフリー及び/又はコンペティション委員会と連絡を取る,
- D. 競技者, オフィシャル及びその他競技に関する要員と競技会周辺をサポートする要員について, その安全と福祉に常に留意し, 重大な損害が発生する看過できないリスクがあると結論付けるに十分な根拠があるときは, いつでも競技会の全部又は一部を直ちに停止する権限を持ち, その決定をコンペティション委員会に付託するものとする — この安全についての責任と権限には, 競技会における感染症伝播リスクやその他の福祉上のリスクに注意を払う及び対応することが含まれる。
- E. セーフティオフィサーは, 必要とあらば救助活動を即座に開始及び調整し (指揮し, 統制する), チーフレフリー及びコンペティション委員会に通知する権限を有する,
- F. 緊急時には, 他のサービスを調整して, 重要連絡, 輸送及び熟練要員を提供する,
- G. 競技会前に関連する全てのサービスについて概要説明し, 以下のことを確実なものとする:
 - 他のサービス関係者全員が各自の責任を認識しており,
 - 全オフィシャルが安全及び緊急時プランを認識している。
- H. 医療/応急処置/緊急事態/安全の要員及び地域の緊急事態に対応するグループ (警察, 救急車, 消防及び関連する公共機関など) と連携し調整する,
- I. 競技会中は都合の良い場所に位置し, チーフレフリーと常時連絡可能な状態にしておく,
- J. ライフセービングサービス及び他の指定された要員に, 緊急プラン及び緊急時に必要な支援について説明する,

- K. チーフレフリー又は担当の ILS 当局者に、安全システムの運用に関するレポート及び推奨事項を提供する、
- L. セーフティオフィサーは、必要に応じて、いかなる捜索及び救助活動を直ちに開始し調整（指揮及び統制）を行う権限を有し、チーフレフリー及び競技委員会に通知する、
- M. セーフティオフィサーは、競技会の規模に応じて、資格とスキルが許す限り、安全チームの他の役割の責任を引き受けてもよい。

4.35 セキュリティオフィサー Security Officer

関係当局はセキュリティオフィサーを 1 人任命することができる。セキュリティオフィサーは、通常、オフィシャルの役割ではないが、競技及び非競技の保安に関する全てについて検討し、組織委員会、コンペティション委員会、及びセーフティ委員会に助言する。また、セキュリティオフィサーは競技施設及び環境において、全ての参加者、観客、器材及び装備などの安全を確保するため、適切なセキュリティ計画、手順、セキュリティ要員が確実に準備/配置されていることに責任がある。

セキュリティオフィサーは、提出した助言を公式に記録し、保存せねばならない。

4.36 セーフティ&エマージェンシーマネジメントオフィサー Safety and Emergency Management Officers (SEMO)

- A. セーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーは競技エリアごとに任命され、セーフティオフィサーに報告せねばならない（報告の義務を負う）。
- B. セーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーは、エリアレフリー及びセクショナルレフリー又はイベントディレクター及びコーススーパーバイザーと協力し、以下のことを行う：
- 競技エリアの初期リスク評価を実施し、その後も定期的にリスク評価を行い競技状況を継続的に監視する、
 - 競技が完了するまでの時間を監視し、競技条件に関するいかなる懸念をも記録する、
 - スタートした競技者に対するフィニッシュした競技者の割合の傾向、及び競技者が競技をフィニッシュしなかった理由を把握する、
 - コース統計係が不在の場合、スタートした及びフィニッシュした競技者の記録を含めてその役割を引き受け、各レースでフィニッシュしていない競技者数を算出する — もし説明のつかない競技者がいる場合、直ちにセーフティオフィサーに連絡し、それからセクショナルレフリー/レフリーに伝える、
 - 競技者、パワークラフト・ウォーターセーフティ要員、オフィシャル及びライフセーバー/ライフガード要員から競技会の状況に関するフィードバックを取得し、記録し、そして直ちに伝達し、安全上の懸念をセーフティオフィサー及びエリアレフリーに直接報告する。
- C. 上記タスクの結果はセーフティオフィサーに伝えられる。
- D. セーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーは競技会に関与する競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し、重大な損害という看過できないリスクがあると結論付けるに信頼に足る根拠があるときはいつでも、競技会の全部又は一部を直ちに停止する権限を持ち、その決定をセーフティオフィサー及びチーフレフリー又はそ

の代理人に付託する。

- E. エリアレフリー/セクショナルレフリーと連携して、セーフティ&エマージェンシーマネジメントオフィサーは、どんな捜索及び救助活動でも開始する権限を有し、直ちにセーフティオフィサー及びチーフレフリー又はそれらの代理人に通知する。
- F. セーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーは、セーフティオフィサー又は政府機関の代表者の監督の下、フォワードコーディネーター (forward coordinator) として管理し続ける必要がある — これは混乱し矛盾した要員への指示及び救助資産及び群衆統制に関する矛盾した説明を避けるためである。

4.37 パワークラフトコーディネーター Power Craft Coordinator

パワークラフトコーディネーターが置かれた場合、以下のことを行う：

- A. チーフレフリーの、及び緊急時においてはセーフティオフィサー及び/又はセーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーの監督下で活動する、
- B. 競技実施にあたり、競技実施に必要なレスキュークラフト及びクルーの確保についてアドバイスをし調整をする
- C. ウォーターセーフティクラフト及びボートに船上ジャッジの両方の活動を監督する、
- D. 競技会前及び競技会中のコース敷設を監督する、
- E. ウォーターセーフティコーディネーター（が任命されていない場合）の責任（役割）を引き受ける — 競技会のウォーターセーフティに関する事項を監督する、
- F. クルーの配置及び職務についてシフト、ローテーションを組み、クルーに説明する、
- G. レスキュークラフトがしっかりと整備され、装備が整って競技が出来る状態にする、
- H. クラフトが使える状態であるか、ウォーターセーフティ活動及びジャッジに使えるかに関する問題をチーフレフリー及び/又はセーフティオフィサーに報告する、
- I. 全てのレフリー及びコーディネーターと連絡が取れる効果的なコミュニケーションシステムが整っているか確認する、
- J. セーフティオフィサーと常時連絡を取り合う、
- K. チーフレフリー又は担当の ILS 当局者に、安全システムの運用に関するレポート及び推奨事項を提供する、
- L. 競技会に参加する競技者、オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し、いずれの懸念事項をも直ちにチーフレフリー又はその代理人及び/又はセーフティオフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば、オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく、チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

4.38 ウォーターセーフティコーディネーター Water Safety Coordinator

ウォーターセーフティコーディネーターが置かれた場合、以下のことを行う：

- A. チーフレフリーの、及び緊急時においてはセーフティオフィサー及び/又はセーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーの監督下で活動する、
- B. 水に入る競技の進行中、競技会の安全について責任を負う、
- C. ウォーターセーフティ要員を監督し、シフトを組む、
- D. レスキュークラフト及びウォーターセーフティ要員の配置についてパワークラフトコーディネーター

ィネーターと連携する,

- E. ウォーターセーフティのレベルに関するいかなる懸念事項についてセーフティオフィサーの注意を喚起する,
- F. IRB 競技において (任命されている場合) セーフティオフィサーとして, クルー及びペイシメントの安全を守る
- G. 全ての競技会において, ウォーターセーフティが所定のとおりで, 事前に評価された要求とおりであることを確認する,
- H. 競技会に参加する競技者, オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し, いずれの懸念事項をも直ちにチーフレフリー又はその代理人及び/又はセーフティオフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば, オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく, チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

4.39 ウォーターセーフティ要員 Water Safety Personnel

ウォーターセーフティ要員は以下のことを行う:

- A. ウォーターセーフティコーディネーターの, 及び緊急時においてはセーフティオフィサー及び/又はセーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーの監督下で活動する,
- B. ウォーターセーフティコーディネーターの指示により, ビーチ及び水中に配置される,
- C. ウォーターセーフティのレベルに関するいかなる懸念事項についてウォーターセーフティコーディネーターの注意を喚起する,
- D. 担当するウォーターエリアにおける競技会の安全について責任を負う,
- E. ウォーターセーフティコーディネーターの指示の下, 必要に応じて他エリアをアシストする,
- F. 全ての競技会において, ウォーターセーフティが所定のとおりで, 事前に評価された要求とおりであることを確認する,
- G. 競技会に参加する競技者, オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し, いずれの懸念事項をも直ちにウォーターセーフティコーディネーター及び/又はセーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば, オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく, チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

4.40 コミュニケーションコーディネーター Communications Coordinator

コミュニケーションコーディネーターが置かれた場合, 以下のことを行う:

- A. チーフレフリーの, 及び緊急時においてはセーフティオフィサー及び/又はセーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーの監督下で活動する,
- B. 競技会の期間中, 組織委員会及びコンペティション委員会のメンバー, 安全, 医療及び作業の要員を含む全ての上級オフィシャル及び IRB と効果的に無線通信ができるようにする,
- C. チーフレフリー又は関係する ILS/JLA 担当者と協力して, 競技会に必要な無線機器の必要数とタイプについて合意する,
- D. 無線機器の支給, メンテナンス及び返却を担当する中央管理センターを監督する,

- E. 競技会でのコールサイン/周波数のリスト及び無線手続きを公開する,
- F. チーフレフリー又は担当の ILS/JLA 当局者に, セクションの運営に関するレポート及び推奨事項を提供する,
- G. 競技会に参加する競技者, オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し, いずれの懸念事項をも直ちにチーフレフリー又はその代理人及び/又はセーフティオフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば, オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく, チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

4.41 医療/FA コーディネーター Medical/First Aid Coordinator

医療/FA コーディネーターが置かれた場合, チーフレフリーの, 及び緊急時においてはセーフティオフィサー及び/又はセーフティ&エマージェンシーマネジメントオフィサーの監督下で活動する。

- A. 実施する競技会の性質とリソースを考慮して, 必要な役割を引き受けるため, 適切な資格を取得している。
- B. 競技会において医療/FA (ファーストエイド) サービスを組織し運営する責任を持つ。
- C. 必要に応じて, 競技者又はオフィシャルの身体的及び心理的健康状態を評価し, 健康でない競技者又はオフィシャルがいれば, 彼ら/彼女ら自身の及び/又は他の競技会参加者の健康安全のために, チーフレフリーを介して競技会に参加させないようにする。
- D. 競技会の運営に影響する可能性のある医学的判断をチーフレフリーに説明する。
- E. 重大事故又はその他の事件, 又は競技者, オフィシャル, アシスト要員及び/又は公衆の安全に関して, 負傷者及びその他の者が避難するための組織委員会が策定した計画に留意する。
- F. 競技会会場での FA ステーション (救護所) 及び医療/FA 要員を含めたその他の医療サービス及び物資の配置を指示する。
- G. 連絡が付く状態にあり, 医療又は FA の専門家が医療又は FA 事案に対処するのをアシスト又は指示できる位置についている。
- H. 医療/FA 部門の運営についてチーフレフリー又は ILS/JLA 担当者に報告及び推奨事項を提出する。
- I. 競技会に参加する競技者, オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し, いずれの懸念事項をも直ちにチーフレフリー又はその代理人及び/又はセーフティオフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば, オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく, チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

4.42 コース統計係²³ Course Statistician

コース統計係は以下のことを行う：

²³ 【JLA 注釈】スポーツ界におけるデータの収集／解析など統計学の役割は小さくなく, それらを担当する役割はここにある statistician (統計学者) の他, スポーツアナリスト／パフォーマンスアナリスト／データサイエンティストなどと

- A. セーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサー (SEMO) 及び/又はセクショナルレフリー/エリアレフリーの監督下で行動する,
- B. 担当エリアの記録を保存し, データがレフリースチュワードに確実にわたるようにする,
- C. 担当エリアのマーシャルと連絡を取り, 水に入るレース毎にスタートする競技者人数を取得する,
- D. (スタート及びフィニッシュラインに於いて) 各競技のスタートした及びフィニッシュした競技者の数をチェック及び記録し, フィニッシュしていない競技者数を把握し, 競技をフィニッシュしなかった者を直ちに報告する,
- E. 競技種目の所要時間を監視し, 競技会の環境に係る問題があれば記録の上, 直ちに報告する,
- F. 各レースにおいて説明のつかない競技者がいる場合, 直ちにエリアリスク管理オフィサー (ARRO) に, 及び (ARRO 不在時は) セーフティオフィサーに, 次に (対応可能であれば) セクショナルレフリー/エリアレフリーに報告する,
- G. 競技会に参加する競技者, オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し, いずれの懸念事項をも直ちにチーフレフリー又はその代理人及び/又はセーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば, オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく, チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

4.43 感染対策マーシャル Infection Control Marshall

感染対策マーシャルは (COVID 等の感染症発生で必要な場合) 以下のことを行う:

- A. セーフティオフィサー及び/又はセクショナルレフリー/エリアレフリーの監督下で行動する,
- B. 指定されたエリアでの活動において, 常に視覚的に分かり易い恰好で立ち会わなければならない,
- C. 全ての感染症対策及び (関連する場合) 管理計画及び/又は特定の方針/プロトコル/訓練が, 効果的に実施され遵守されるようにする,
- D. 必要なマスク, 手洗い及び洗浄体制を確保し管理する,
- E. 感染対策を確実に実践するため, 担当範囲内の競技者, オフィシャル, コーチ, マネージャー, 観客が確実に物理的距離を保つよう实际的な措置を促進し講じる,
- F. 競技会に参加する競技者, オフィシャル及びその他要員の安全と福祉に常に留意し, いずれの懸念事項をも直ちにセーフティオフィサー及び/又はセクショナル/エリアレフリー及び/又はセーフティ & エマージェンシーマネジメントオフィサーに報告する — もし事態が破滅的であれば, オフィシャルは直ちに競技会停止の指示を出してもよく, チーフレフリー及び/又はそのエリアのエリアレフリー及び/又はセーフティオフィサーに直ちに事態の報告を上げる。

呼称されることがある。但し, この節では高度な統計分析やシミュレーション等までには言及されていないことから, 「コース統計係」の役割はいわゆるスコアラ―/記録係のようなものだと考えられる。

5. 世界記録及び日本記録²⁴ WORLD RECORDS AND JAPAN RECORDS

世界記録 Japan Records

- A. ILS 世界記録は、競技規則集第 8 章に詳述されている ILS の基準に適合する 50 m プール及び器材を使用してのみ樹立することができる。
- B. 世界記録は、ライフセービング世界選手権 (LWC)、マルチスポーツゲームズ (例：ワールドゲームズ)、ILS 地域選手権 (ILS regional championships)、ナショナル選手権 (national championship)、パン・ナショナル選手権 (pan-national championships, 例：英連邦選手権)、及び ILS 競技規則を遵守し ILS が認定したその他の選手権又は競技会で樹立することができる。
- C. ILS は、ILS 競技規則に記載されている全てのプール競技において、ユース、オープン、マスターズの男女の個人世界記録を認定 (recognise) するものとする。これにはマスターズ競技者の 200 m 障害物が含まれる。これには、ユース及びオープン競技者の 100 m 障害競技、及び、ILS LWC において実施されたものを除いた男女混合又は男女別チームカテゴリーが含まれない。
- D. チーム (リレー) 競技の世界記録は、オープン及びユース年齢カテゴリーのラインスロー、マネキンリレー、障害物リレー、メドレーリレー及び (プール) ライフセーバーリレーで認定される (ナショナルチームとクラブチームの記録の区別はない)。ナショナルチーム及びインタークラブチームが世界記録を申請するには、ILS ライフセービング世界選手権ハンドブックで規定されているチーム資格要件を満たさなければならない。
- 注意 1：** ILS は、ナショナルチームとインタークラブチームのそれぞれの最速タイムを個別の世界記録として認定しない。即ち、オープン及びユースの各カテゴリーのリレー競技では、最速タイムのみが世界記録として認定される。
- 注意 2：** ILS は、マスターズチーム (リレー) 世界記録を認定しない。
- E. リレー競技で ILS 世界記録を樹立するには、チームは、ILS LWC ハンドブックで規定されているオープン及び/又はユースのナショナル又はインタークラブの資格要件 (該当する場合) を満たさなければならない。
- F. 世界記録は、ILS の正会員 (full member)、準会員 (associate member) 又は通信会員 (corresponding member) である団体の会員で、且つ、ILS 認定競技会又は ILS 主催競技会に参加資格のある者が樹立し保持することができる。
- 注意：** ILS 正会員は、準会員又は通信会員に所属する会員が ILS LWC、地域選手権等、及び ILS 公認競技会に出場する許可を与えねばならない²⁵。この許可が無い場合、世界記録は ILS で認定されない。
- G. ユース競技者は、その時点で競技しているカテゴリー (即ち、ユース又はオープン競技会) に関係なくユース又はオープンの世界記録を樹立することができる。
- H. マスターズ競技者は、競技しているカテゴリーに関係なく (即ち、参加しているマスター

²⁴ 【JLA 注釈】 原本では世界記録についてのみ記述してあるが、本書では日本記録についても追記した。

²⁵ 【JLA 注釈】 ILS 正会員 (の会員) しか LWC 等に参加できないので、準会員、通信会員の会員は正会員に出場許可を得る必要がある。

ズ又はオープン競技に関係なく) マスターズ及び/又はオープンの世界記録を樹立することができる。但し、マスターズ競技者は、指定されたマスターズ年齢区分のマスターズ記録のみ主張することができる

- I. ライフセービング世界選手権のマスターズ、インタークラブ又はナショナルチームで達成された全ての記録は、自動的に (そしてドーピング検査無しに) 承認 (approve) されるものとする。

注意 1: LWC での記録が漏れなく記述されるよう世界記録申請フォームに記入することを推奨する。チーフスチュワード/ヘッドスコアラーはこのプロセスを支援すること。

注意 2: ILS LWC, ワールドゲームズ, ILS 地域選手権, 又は ILS 認定競技会で達成されたマスターズ世界記録は、陰性のドーピング検査証明書が無くとも認定されるものとする。

- J. 他の競技会での記録は、以下を満たすことを条件に認証 (approve) されるものとする:
- その競技会は ILS により認定されて (sanctioned) なければならない,
 - 全ての記録は、少なくとも競技の 3 日前までに広告により公にアナウンスされ、公で開催された競技会で樹立されなければならない,
 - (競技種目に特化したものを含む) 施設の規格及び器材の仕様書は、検査担当者又は別途 ILS 管理委員会 (ILS Management Committee) 又は ILS 認定競技会を主催する ILS メンバー組織により任命された又は認証された有資格者により保証されなければならない,
 - ILS は、全自動審判計時装置によりタイムが記録された時に限り世界記録を受け入れる。
- K. 1/100 秒まで等しいタイムは同タイムとして認定され、同タイムを樹立した複数の競技者は「ジョイントホルダー (Joint Holders)」と称される。
- L. レースの勝者のタイムのみが世界記録として申請することができる。ただし、そのレースに年齢グループの異なる競技者がいる場合、各年齢区分における最速競技者による世界記録としてそれぞれのタイムが申請され得る。
- M. 記録樹立レースでタイムが同じであった場合、同じタイムの各競技者を勝者とみなし、世界記録を共同で保持するものとする。
- N. あるレースで記録が樹立され、後のレースでそれが破られた場合、先のタイム及び後のタイムが歴代の世界記録として認定される。
- O. 世界記録は、ドーピング検査が陰性であることを含め全ての規定を遵守していることをチーフレフリーが保証しサインした公式な ILS 記録申請フォーム (この章末を参照, 又は ILS Record Application Form : www.ilsf.org で入手可能) を用いて、競技会の組織委員会のしかるべき責任と権限のある者により申請されなければならない。申請書は、競技終了後 28 日以内に ILS 記録管理人 (ILS Custodian of Records) に送ること。
- P. ILS 記録申請書を受理し次第、及び申請書に記載の情報が正確だと認識され次第、ILS 記録管理者は、ILS 事務局長が世界記録を公表すること、そして ILS 会長と ILS 事務局長の署名入り世界記録認定書を競技者に付与することを提言する。
- Q. ドーピング・コントロールと世界記録

- LS ドーピング防止規則に準拠した対象者及び無作為の検査システムのあるインタークラブ又はナショナルチームのライフセービング世界選手権、ワールドゲームズ、又は ILS 地域選手権で樹立された全ての世界記録に対して、陰性のドーピング検査証明は不要である。
 - ILS 認定競技において ILS 世界記録又はそれと同タイムを達成したユース又はオープン競技者は、レース後に「ドーピング・コントロール」を受け、ILS 認定競技会で樹立された世界記録を認定するための ILS 記録申請に添えて陰性のドーピング検査証明書を提出せねばならない。ILS が認定していない競技会では、記録は認定されない。
 - もし競技会においてドーピング・コントロールがなかった場合、競技者はレース後 24 時間以内にドーピング・コントロールに従わなければならない。
 - ILS LWC、ワールドゲームズ又は ILS 地域選手権、又は ILS 認定競技会で樹立されたマスターズ世界記録は、陰性のドーピング検査証明書が無くても認定される。
- R. 世界記録申請が受理されず、その決定に不服がある場合、ILS スポーツ **コミッション** (ILS Sport Commission) に付託され検討されるものとする。

日本記録²⁶ Japan Records

- A. 記録は、JLA の主催競技会又は JLA が記録を認定すると認めた認定競技会において認定される。
- B. 記録はチーフレフリーにより、正式に発表されたものでなければならない。
- C. 日本記録は、日本の国籍を保有した者が樹立した最高の認定記録とする。リレー種目の競技者が日本国籍でない場合は、日本記録の対象とならない。
- D. 日本記録は以下の種目に限られる：
- 障害物スイム (200 m) ,
 - 障害物スイム (100 m) ,
 - マネキンキャリー (50 m) ,
 - レスキューメドレー (100 m) ,
 - マネキンキャリー・ウィズフィン (100 m) ,
 - マネキントウ・ウィズフィン (100 m) ,
 - スーパーライフセーバー (200 m) ,
 - マネキンライフセーバーメドレー (100 m) ,
 - ラインスロー (12.5 m)
 - マネキンリレー (4×25 m) ,
 - 障害物リレー (4×50 m) ,
 - メドレーリレー (4×50 m) ,
 - プールライフセーバーリレー (4×50 m) ,
 - レスキュートウリレー (4×50 m) 。
- E. JLA の主催競技会においては競技会終了をもって認定とする。
- F. その他、新しく日本記録が樹立されたときは、次の手続きをとらなければならない：

²⁶ 【JLA 注釈】 この「日本記録」は英語版に無い JLA 競技規則独自の項目である。

- JLA により記録を認定すると認められた認定競技会の主催団体は、競技会終了の日から 7 日以内に「日本記録申請書」を JLA に申請する、
- 国際競技会においては、ILS の競技規則を採用している種目に限り記録を申請することができる、
- 世界選手権及びワールドゲームズにおいては、その競技会の統括団体が証明する報告書をもってこれに代える、
- JLA に申請された記録は、競技審判委員会の審査・承認を経てこれを発表する。

6. 競技会の公式な開始と終了 OFFICIAL START AND COMPLETION OF COMPETITION

- A. 競技会は、主催者からエントリー募集が公式に発行されたとき開始するとみなす。
- B. 競技会の公式な終了は最終競技種目の終了から 20 分後である。ただし、抗議、上訴又は規律審査に関する問題がある場合、最終解決まで競技会は継続する。

7. 自然条件 PREVAILING CONDITIONS

- A. 競技者は、オープンウォーター競技は主催者の管理の及ばない環境条件（例えば、水や砂浜の状況、悪天候など）の影響を受ける可能性があること、及び競技者は自然現象の運に委ねられていることを認識し、受け入れること。
- B. 自然現象により事故が発生した場合、一切の抗議又は上訴は受け入れられない。チーフレフリー及び/又は関係するオフィシャルは、事故が自然現象により生じたか否かを判断する絶対的な権限をもつ。

8. 録画装置 VIDEO RECORDING DEVICES

- A. クラフトへの取付け Mounted on craft
ビデオカメラは、「S8 設備及び器材の規格と検査手順」の規定を満たす限り、ボード、サーフスキー、サーフボード及び IRB に取り付けることができる。
- B. 競技者への取付け Attached to competitors
サーフボードのスイープ及び IRB ドライバーを除き、レースのスタートからフィニッシュまでの間、競技者がビデオカメラを着用する、又は他の方法で競技者に取り付けることはしてはいけない。

9. 通信機器 COMMUNICATION DEVICES IN COMPETITION

競技者はレースの開始から終了までの間、電子通信機器を使用してはならない。

10. 服装等 COMPETITION ATTIRE

競技者は ILS 及び/又は JLA により認可されたコスチューム (costumes)、服装 (clothing)、衣装 (dress) を着用する。競技者が適切な服装等を着用していないとチーフレフリーが判断した場合、競技者はいずれの競技会にも参加が許されない。

水着に関連する規格は第 8 章を参照のこと。

競技者の服装等が以下に適合しない場合、チーフレフリーは競技者を排除する権限を有する：

- A. 水着 Swimwear

競技者が着用する水着は第 8 章に定める規格に適合し、以下も満たすこと：

- モラル及び良識に反しないこと（特に、素材の透け感及び/又はスーツのカットだが、それだけには限らない）,
- 不快感を与える可能性のあるシンボルが付いていないこと,
- 商業特定方針（commercial identification policy）に準拠していること,
- 男子及び女子の競技者は共に、競技に有利とならなければ、水着の下に繊維素材の「モデスティ (modesty)」水着を着用することができる – これらの水着は、男子はショートスタイル、女子はツーピーススタイルに限る,
- 宗教的及び/又は文化的多様性の観点から、ILS/JLA は競技に有利とならなければ、身体の大部分を覆うような繊維素材の水着（体形にぴったりしていないもの）を着用することが認められる。

B. 保護衣服 Protective clothing

プール種目のスイマー及びオーシャン種目のスイマーを除き、その他の保護衣服（例えば、ショーツ、ベスト、T シャツ、ウェットスーツ、等）は、本競技規則又は主催者により別途定めがない限り、個人種目及びチーム種目の両方において競技者の判断で着用することができる。ベスト、T シャツ及びショートパンツ、ロングタイツ又はストッキング及び/又は圧縮衣服（コンプレッションウェア、compression garments）は、ラインスロー種目及びスイム以外のオーシャン/ビーチの個人種目又はオーシャン/ビーチのチーム種目のスイム以外の区間においてのみ着用が許可される。

注意：ボードパドラーは保護衣服を着用してもよいが、天候によりチーフレフリー又は競技会の代表者の承認が無ければ、競技者の腕を袖で覆うことは許されない。

C. フローティングベスト Flotation vests

IRB 種目では着用せねばならず、ボード、サーフスキー、サーフボート競技及びオーシャンマン/オーシャンウーマンの個人種目及びリレー種目の非スイム区間においても着用してよい。

D. サーフボート種目において In surfboat events

スリーブ、オール（漕ぎ手）は、条件によっては衣服（ウェットスーツ及びブーツを含む）を着用することができる。ウェットスーツの仕様（S8-4.8 ウェットスーツ）は適用されない。

E. IRB 競技種目において In IRB events

競技者は、ウェットスーツ、ブーツ、グローブ及びフードを含む衣服を着用することができる。ただし、IRB チューブレース²⁷においてクルーパーソンとペイシエント（ヴィクティム (victim)）はグローブを着用することが許可されない。ウェットスーツに関する仕様（S8-4.8 ウェットスーツ）は適用されない。

F. 競技用キャップ及びヘルメット²⁸ Competition caps and helmets

²⁷ 【JLA 注釈】原語では IRB tube race だが第 7 章にそのような名称の競技は無い。おそらく、チューブを用いた IRB 競技、即ち「IRB レスキューチューブ」のことを指していると解釈する。

²⁸ 【JLA 注釈】JLA 主催競技会において使用するキャップは、別途定める「競技用キャップに関する規程」にも則っていること。

- 競技者の安全、識別、そしてジャッジをアシストするため、全ての競技におけるレースのスタート時に、競技者は競技用キャップ及び/又はヘルメットを着用せねばならない。
- 各競技種目において、全ての個人競技者及び同一チームからの全競技者は、各チームの公式スイムキャップ及び/又はヘルメットを着用する。キャップ/ヘルメットに競技者名を入れることは認められる²⁹。

注意 1: 複数の公式キャップを持つチームでは、同一チームの競技者は同じキャップを着用する。

注意 2: 加えて、ある競技に於いて同一団体から複数のチームがある場合、例えば、キャップ又は上腕に数字又は文字（例えば、A 又は B, 1 又は 2, など）を入れてチームを区別するものとする。

- オーシャン競技において、競技のスタート時及びチーム競技の各区間のスタート時に、紐をあごの下で留めてキャップを競技者の頭に着用しなければならない。
- プール競技及びシミュレーテッド・エマージェンシー・レスポンス競技において、競技のスタート時及びチーム競技の各区間のスタート時に、オーシャン競技キャップ又はゴム製/シリコン製のキャップを競技者の頭に着用しなければならない。
- 競技者はオーシャン競技キャップの下に、ゴム製又はシリコン製のキャップを着用してもよい。
- サーフボード競技（任意とされている場合を除く – 詳細は第 6 章を参照）及び IRB 競技では、水上安全ヘルメットの着用が義務付けられており、サーフボード競技及びサーフスキー競技では任意である。ヘルメットの着用条件はスイムキャップと同じである。

注意: ヘルメットの規格及び色については第 8 章を見よ。

- 如何なる競技（プール, SERC, オーシャン及びビーチ, サーフボード, 及び IRB 競技が含まれる）に於いて、競技者/チームが正しくレースを終了したことをオフィシャルが確認できる場合に限り、競技のスタート後にキャップ又はヘルメットが脱げる又は紛失しても、競技者/チームは失格とはならない。

注意: フィニッシュを担当するオフィシャルがキャップ又はヘルメットを脱いでよいとの指示を出すまでは、個人/チームを特定するキャップ又はヘルメットを着用し続けること（正確な着順を記録するため）。³⁰

G. ベスト³¹ Vests

- プール競技の競技者は、主催者側が別途判断しない限り、視認性の高い特徴的なベストの着用は不要である。

²⁹ 【JLA 脚注】 この後にあった「ハンドラーもキャップを着用せねばならない」旨の記載が、2025 年版で削除された。

³⁰ 【JLA 注釈】 2024 年版に於いてこのあとに記されていた IRB 競技及びサーフボード競技に於ける水上安全ヘルメットの着用に関する文書が、2025 年版では削除されている。

³¹ 【JLA 注釈】 JLA 主催競技会におけるベストについては、「ベストの製造販売に関する規定（2021 年 4 月 10 日更新）」及び各競技会規定等を参照のこと、

- 競技又は練習のため膝の深さより深いオープンウォーターに入る競技者及びハンドラーは、個人/チームの安全と特定のため主催者から指定された視認性の高い特徴的なベストの着用が求められる。このとき、ハンドラーも視認性の高いベストを着用しないと警告を受ける。オーシャン又はオープンウォーターにおいて実施される種目において、視認性の高いベストの着用は必須である。
- オーシャン種目で着用するベストは、高い視認性があり、首から腹部 (midriff) まで繋がったスリーブレスでなければならない。泳がない競技者 (例えば、パドラー、ハンドラー) は異なる様式の視認性の高いベスト (例えば、袖のあるラッシュベスト) の着用を許可される。
- これらのベストは、水着、PFD (S2-10 H 参照)、保護服、ウェットスーツの上から着用しなければならない。IRB 競技については S2-10 H を参照のこと。
- 競技者は、フィニッシュの判定を補助するため視認性の高い色のベスト又はビブスの着用を求められることがある。その場合、ベスト又はビブスは ILS/JLA が支給する。
- 競技会主催者が視認性の高いベストを支給した場合でも、競技者は、以下の条件に合致する場合に限り、自身のベスト着用を許可され得る：
 - ベストの色が主催者が規定したものと同一である、
 - ベストが競技会スポンサーの要求に適合している、
 - ベストが ILS/JLA により承認されている。
 - 主催者が、安全のため、競技者/チームの識別のため、判定のために、競技種目別/エリア別/性別ごとに異なる色のベストを規定した場合、主催者がベストを支給する。この場合、所属団体/クラブ又はチームが用意した視認性の高いベスト (又はキャップ) を、規定されたベスト (又はキャップ) の下に着用する必要は無い。

H. ライフジャケット及び PFD Lifejackets and Personal Flotation Devices (PFDs)

- ボード、サーフスキー、サーフボード、オーシャンマン/オーシャンウーマンの個人種目及びリレー種目のクラフト区間においては PFD (Personal Floating Devices) を着用してもよい。
- IRB 競技では、トレーニング中及び競技中の双方において、ドライバー、クルー、ペイシエントが認定された PFD を着用することが義務付けられている。視認性の高い安全ベストを PFD の上に着用する必要は無い。
- PFD の規格は「S8 設備及び器材の規格と検査手順」を参照のこと。

I. 眼鏡類 Eyewear

- シミュレーテッド・エマージェンシー・レスポンス競技を除き、ゴーグルを着用してよい。
- サングラス、視力矯正用眼鏡は全ての種目で許可される。ただし、競技種目に適したデザインに限る。

J. 履物 Footwear

- 競技者は、競技種目説明に別途明記されていない限り、また状況に基づいてチーフレフリーが判断しない限り、競技会の競技において履物を着用してはいけない。

- プール競技におけるマネキン・ハンドラーは履物を着用してよい。
- 1 km 及び 2 km ビーチラン 及び 3×1 km ビーチランリレーにおいて ³², 競技者は履物を着用してよい。

K. ウェットスーツ Wetsuits

- ウェットスーツは、水温が 16°C 以下の場合にのみ、オーシャン競技において許可される。チーフレフリーは、天候、海、その他、海象条件に応じて、ウェットスーツの着用を許可することができる。水に入る競技種目、又は水に入る恐れのある場合に、競技者はウェットスーツの着用が勧められる。
- チーフレフリーは、セーフティオフィサー及びコンペティション委員会と相談のうえ、天候及び/又は風による冷却が参加者の低体温へのリスクになる場合には、水温が 16°C より高い場合でもウェットスーツの着用を許可できる。水に入る競技種目、又は水に入る恐れのある場合に、競技者はウェットスーツの着用が勧められる。
- 競技者が着用できるウェットスーツ又はクラゲ除けスーツは 1 着までである。
- 水温が 16°C 未満の場合は、ウェットスーツを着用 **せね** ばならない ³³。
- IRB 競技者及びサーフボートスイープは、どんな条件であってもウェットスーツを着用してよい。
- 水温が 13.0 °C 未満の際は、泳ぎが伴う競技を実施してはならない。
- ウェットスーツは、「S8 設備及び器材の規格と検査手順」の基準を満たさなければならない。

L. クラゲ除けスーツ Marine Stinger Suits

- チーフレフリーは、海象条件に応じて、クラゲ除けスーツ (marine stinger suits) の着用を許可することができる。水に入る競技種目、又は浸水の恐れのある場合に、競技者はウェットスーツの着用が勧められる。
- クラゲ除けスーツは競技会の主催組織によって承認されるべきである。

11. 年齢区分 AGE CATEGORIES

11.1 年齢区分の定義 ³⁴ Determining Age Categories

ライフセービング世界選手権等の競技において、ILS は IOC ガイドラインに従って競技者の年齢を決定するものとする。競技者の年齢及び適格年令群は、当該競技者が競技に参加する年の 12 月 31 日現在において何歳であるかによって決定される。

以下に例を示す：

オープン競技会 Open Competition

³² 【JLA 注釈】 2024 年版にあった「オーシャン M ライフセーバーリレーのラン区間」が 2025 年版で削除された。

³³ 【JLA 注釈】 この項の水温は以前は 13°C だったが、外部からの要請で 16 度に変更された。これによりこの項 (16°C 未満で着用義務) と第 1 項 (16°C 未満で着用許可) とが矛盾してしまった。現在、表現を修正するか、修正せずチーフレフリーの裁量で運用するかの検討がなされている。

³⁴ 【JLA 注釈】 JLA 主催競技会の参加条件としての年齢区分及び年齢の数え方は、競技会の目的や規模等を考慮して別途決定する場合がある。

該当者：	競技開催年の 12 月 31 日以前に 16 歳になる競技者。最高年齢の制限はない。
非該当者：	競技開催年に 15 歳未満又は 15 歳になる競技者。

ユース競技会 Youth Competition

該当者：	競技開催年の 12 月 31 日以前に 15, 16, 17, 18 歳になる競技者。
非該当者：	競技開催年に 14 歳未満又は 19 歳になる競技者。

マスターズ競技会 Masters Competition

該当者：	競技開催年の 12 月 31 日以前に 30 歳になる競技者。最高年齢の制限はない。
非該当者：	競技開催年に 29 歳になる競技者。

ILS マスターズ個人競技種目は、30 歳から 75 歳以上までの 5 歳刻みで実施することができる、例えば、30～34, 65～69, 75 歳以上。

ILS マスターズの 2 人チーム競技種目は、30 歳から 75 歳以上までの 5 歳刻みで実施することができる、例えば、最年少のチームメンバーの年齢に基づいて、30～34, 65～69, 75 歳以上。

ILS マスターズ競技の 3 人チーム競技種目は、3 人のチームメンバーの年齢の合計が 90～109, 110～129, 130～149, 150～169, 170 歳以上の年齢グループで実施することができる。

ILS マスターズ競技の 4 人チーム競技種目は、4 人チームメンバーの年齢の合計に基づき、120-139, 140-169, 170-199, 200-220-229³⁵及び 230 以上となる。

ILS マスターズ・サーフボートの年齢区分は、4 人の漕手（スロープを除く）の年齢の合計が、120～139, 140～159, 160～179, 180～199, 200～219, 220～259, 260 歳以上の 7 つの年齢区分で実施することができる—第 6 項参照 ³⁶。

連盟は、どの年齢区分のマスターズ競技を実施するかを必要に応じて決定する。

19 歳サーフボート 19 Years Surf Boats

該当者：	競技開催年の 12 月 31 日以前に 15, 16, 17, 18, 19 歳になる者。
非該当者：	競技開催年に 14 歳又は 20 歳になる競技者。

23 歳サーフボート 23 Years Surf Boats

該当者：	競技開催年の 12 月 31 日以前に 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23 歳になる競技者。
非該当者：	競技開催年に 14 歳, 又は 24 歳になる競技者。

オープン及びリザーブ サーフボート Open and Reserve Surf Boats

該当者：	競技開催年の 12 月 31 日以前に 15 歳になる競技者。最高年齢の制限はない。
非該当者：	競技開催年に 14 歳になる競技者。

³⁵ 【JLA 注釈】おそらく「220-229」の誤記だと思われる。

³⁶ 【JLA 注釈】JLA 競技規則では「第 6 章サーフボート競技」を省略している。

IRB 競技 Inflatable Rescue Boats	
IRB ドライバー IRB Drivers:	
注意:	ILS 加盟連盟は、IRB 競技への参加者に対し、特定の資格保持を求めることができる。ILS 加盟連盟は、IRB 競技に参加する資格があり技術認証されたメンバーのエントリーのみ承認するものとする。
該当者:	競技開催年の 12 月 31 日以前に 18 歳になる競技者。最高年齢の制限はない。
非該当者:	競技開催年に 17 歳以下の競技者、及び、所属する連盟により IRB の運転/操作の資格を与えられていない競技者、並びに無免許のドライバーである競技者。
注意:	多くの国において、ドライバーは、海上船舶を操縦するために法制度に基づいて免許を付与される必要がある。組織委員会は、参加要件の 1 つとして現地の要件を伝えなければならない。
IRB クルーパーソン IRB Crewpersons:	
該当者:	競技開催年の 12 月 31 日以前に 16 歳になり、ペイシェント及び/又は IRB クルーとして所属連盟から技術認証された競技者。最高年齢の制限はない ³⁷ 。
非該当者:	競技開催年において 15 歳に満たない競技者、及び所属連盟から IRB クルーとして所属連盟から認定されていない者。
IRB ペイシェント及びハンドラー IRB Patients and Handlers:	
該当者:	競技開催年の 12 月 31 日以前に 15 歳になり、所属する連盟からペイシェント及び/又は IRB クルーとしての技術認定された競技者。最高年齢の制限はない ³⁸ 。
非該当者:	競技開催年において 14 歳になる競技者、及び、所属する連盟からペイシェント及び/又は IRB クルーとしての認証を得ていない者。

³⁷ 【JLA 注釈】 2024 年版では第 7 章本文「S7-2.4 競技者の条件」の記述と異なっていたが、2025 年版で修正された。

³⁸ 【JLA 注釈】 2024 年版では第 7 章本文「S7-2.4 競技者の条件」の記述と異なっていたが、2025 年版で修正された。

12. 障害を持った競技者 COMPETITORS WITH A DISABILITY

- A. 資格のあるすべての競技者に機会を提供したいという願いから、永久的な障害を持つ競技者が競技種目/競技会に参加するための便宜を図ることができる。
- B. 競技会のコンペティション委員会に申請した場合、他の競技者に不利益がない場合に限って、何らかの許容措置を認めることができる。この許容措置には、スタート、フィニッシュ、器材の改造、競技規則などが含まれるが、これらに限定されるものではない。
- C. 当該事項に関するコンペティション委員会の決定は最終的なものとし、抗議の対象とはならない。

注意 1：本項は、負傷した競技者を支援するためのものではない。本項は、永久的な障害を持つ者が ILS/JLA の競技会に参加できるように支援することを目的としている。

注意 2：本項はまた、通常のコースにおいて、競技のランナーに許容を認めることで、例えば、交換用の膝又は腰及び/又は筋肉及び/又は関節の損傷及び/又は衰えを伴う競技者を支援することを目的としたものではない。そのような競技者は、人生の出来事により彼ら/彼女らの能力が制限されるだろうことを受け入れねばならず、許容措置を受ける対象ではない。

注意 3：チームや個人が、ランナーが他の競技者を追い越さないこと、あるいは単にレースで相対的な順位を維持することを約束しても、その競技における他の競技者に対する不利益を排除するものとはみなされないことが明確にされた。

注意 4：ILS/JLA は、永久的な障害を持つ競技者のために、個別の競技規則を発行し、インクルーシブ競技を開催することもできる。

13. トランスジェンダーガイドライン TRANSGENDER GUIDELINES

ILS は、常に会員の利益のために行動することを目指し、適切な結果を得るために適切なポリシー及びガイドラインを策定してきた。これは競技的なライフセービング活動への参加を促す枠組みを提供すること、及び、それら全ての活動が公平且つ平等に実施されることを保証することを含む。

この目的のため、ILS は、ILS 及び加盟連盟の競技会で競技することを希望するトランスジェンダーの選手に対するポリシーを定めている。このポリシーは IOC ガイドラインから取り入れたものである。

ILS トランスジェンダーポリシー (ILS Trans Gender Policy) については、ILS ウェブサイト (<https://www.ilsf.org/wp-content/uploads/2022/11/POL-18-2022-Transgender-Athlete-Policy.pdf>) を参照のこと。

14. 国内/地域内クラブ間移籍及び国際クラブ間移籍

INTER CLUB NATIONAL AND INTERNATIONAL MEMBER COMPETITION TRANSFERS

- A. 団体/クラブ間でのメンバーの競技者としての登録の移籍の取り決めを管理するのは、国内連盟の責任である。
- B. 競技者は、海外団体/クラブへ移籍する場合、申請しなければならない。申請には、競技者は所属団体/クラブだけでなく地域 (region) 及びナショナル組織 (日本であれば JLA) の承認を必要とする：
 - 申請者は、現在所属している団体/クラブに許可を求め、それを (もしあれば) 地域 (region) 組織、及びナショナル組織に送付し承認を得る、

- ナショナル組織は、その決定を申請者に通知し、承認された場合、承認された旨を申請者の新たな所属団体/クラブのナショナル組織に送付する、
- ナショナル組織は、移籍承認の送付を不合理に保留してはならない、
- ILS スポーツコミッションは、国際移籍に関する係争を、当事者と競技し解決する – ILS スポーツコミッションの決定は最終的なものである。

注意：上記の団体/クラブ間の国際移籍規則は、ナショナルチーム選手権には適用されない。

15. アンチドーピング ANTI DOPING

15.1 薬物ポリシー Drug policy

ILS は、アスリートがドーピングのないスポーツ環境に参加できる世界という、世界アンチ・ドーピング機構 (WADA: the World Anti-Doping Agency) のビジョンを共有している。

ILS は、自身及びその加盟連盟/団体が WADA 基準を遵守するよう尽力してきており、クリーンで安全且つ公正なスポーツ環境の提供を目指している。この目標達成のため、ILS はウェブサイトを通じてその加盟団体に包括的なアンチ・ドーピング情報

(<https://www.ilsf.org/lifesaving-sport/rules/anti-doping/>) を提供している。また、ILS は世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) 基準に準拠したアンチ・ドーピング規則を制定している。WADA の世界アンチ・ドーピング規程 (World Anti-Doping Code) 教育に関する国際基準 (ISE: International Standard for Education) の重要原則は、アスリートにとってのクリーンスポーツ及びアンチ・ドーピングとの最初の出会いは、検査を受けるより前に教育を受けることであるべきということである。

この原則は、クラブレベルから国際レベルまでのあらゆる年齢のアスリート、コーチ、マネージャー、医療従事者、介護者、オフィシャルを含む関係者に適用される ILS 教育プランに反映されている。

教育を含むアンチ・ドーピング要件の実施は、ILS 各国ライフセービング連盟/組織 (NLFOs : National Lifesaving Federations / Organisations) の責任であり、アンチ・ドーピングの運用に関する事項については、各 NLFO の国内アンチ・ドーピング機関 (NADO: National Anti-Doping Organisation) が連絡窓口となることにご注意されたい³⁹。ILS 世界選手権、ILS 地域選手権、ライフセービング競技が含まれるマルチスポーツゲームズ、更に、ILS 公認及び NLFOs が実施するその他のイベントにおいて、薬物検査が行われる可能性がある。

ILS は、主催国/地域が ILS 薬物ポリシーに加え、法律又は法的要件を定めているものと認識している。競技者には、競技出場登録手続きの一部として、そのような要件が周知されなければならない。

尚、競技会外でのアンチ・ドーピング検査が、特定のエリート ILS アスリートに対して、いついかなる時でも実施される可能性がある (ILS NFLOs のアスリートに対しても各国の NADOs を通して実施され得る) ことに注意されたい。

³⁹ 【JLA 注釈】世界アンチ・ドーピング規程 教育に関する国際基準の詳細については文献エラー! 参照元が見つかりません。を参照のこと。

ILS アンチ・ドーピング規則の違反は、アスリート個人結果の失格（得点、メダル及び賞の没収を含む）となる。チーム競技では、チームメンバーに ILS アンチ・ドーピング規則違反があれば、そのチーム全体がその競技を失格になり、得点、メダル及び賞を失うことになる。

15.2 ドーピング・コントロール・イベントの定義 Doping control event definitions

ドーピング・コントロールには、以下の定義が適用される：

A. 個人競技種目 Individual events

個人競技種目（個人種目）は 1 人の競技者で競わなければならない。個人競技者はハンドラー（例えば、オーシャンマン/オーシャンウーマン、スーパーライフセーバー）の助けを借りることができる。一つの競技種目において、又は次のラウンドに進んだ際、個人競技者は交代することはできない。競技者が規則違反、ドーピング違反等により失格となった場合、その競技種目における全ての資格を失う。

B. チーム競技種目 Team events

チーム競技種目（チーム種目）は、1 つの競技種目又はレースを、SERC のような個別ユニットとして、又はリレー競技のように他と分離して、共に競技する同じナショナルチーム、クラブ又はライフセービング団体からの 2 人以上の複数競技者で競う。チームメンバーは、次のラウンドに進んだ際交代することができるが、1 つのレース中に交代することはできない。1 人以上の競技者が規則違反、ドーピング違反等により失格となった場合、チーム全体がその競技種目における全ての資格を失う。

C. チームのメダル又は得点 Team medal count or point score

競技会における総合優勝チームを決めるため、（個人及びチーム競技の第 1 位などに基づく）獲得メダル数又は得点の集計が行われる。主催者は、チームのメダル数又は Point スコアの基本詳細を通知するものとする。1 人以上の競技者が規則違反により個人競技又はチーム競技で失格になった場合、それら競技者又はチームにメダル又は得点は与えられないが、主催者による別の取り決めが無い限り、チームが獲得しているメダル数又は得点は維持される。

注意：上記の「個人競技種目（individual events）」及び「チーム競技種目（team events）」の定義は、ILS アンチ・ドーピング規則で用いられる「個人スポーツ（individual sport）」及び「チームスポーツ（team sport）」の定義と同一である。「クルー（crew）」という用語は、ILS 競技に関して「チーム」と同じ意味の効果を持つ。

16. 行動規範 CODE OF CONDUCT

16.1 競技者、テクニカルオフィシャル及びメンバーの行動規範

Code of conduct for competitors, technical officials and members

ILS/JLA の競技会は注目を集める公的イベントである。ILS/JLA は、世間からポジティブなイメージを持ってもらえるよう全ての競技者、オフィシャル及びメンバーが協力することを期待している。ILS/JLA 又はライフセービング競技会のイメージに困惑又はダメージを引き起こす可能性のある行為は、規律委員会に付託することになり、その罰則には個人又はチームの競技会からの追放が含まれる場合がある。

ILS/JLA は競技者、オフィシャル及びメンバーに最高の行動基準を期待する。これらの期待は、ILS/JLA 規約及び本書の競技規則に反映されている。

行動規範の適用適用において、「チーム」は、実際の競技者、コーチ、マネージャー、付添い人（シャベロン：chaperones）、アシスタント、メンバーの観客、その他チームと共に行動するものが含まれると定義される。この規範を侵した個人及び/又はチームは、失格及び/又は協議会からの追放になり得る。

16.2 ライフセービング競技のフェアプレー規範 Fair-play code for lifesaving competitions

競技会、特に世界選手権は、善意の精神及びスポーツマンシップに則って実施されることが重要である。

競技者は規則に従い、その範囲内で競技することが求められている。規則違反はチーフレフリーに報告され、チーフレフリーは「S2-17 不正行為」に記述された行動を起こすことができる。

チームメンバーは、自身の国/地域、組織、所属団体/クラブ、スポンサー及び ILS/JLA を代表している。よって、チームメンバーは、選手権や社交の催しを含む関連活動の間、常に適切且つ礼儀正しく行動すべきである。

チーム又はそのサポーターによる不適切行為は重大な違反行為であり、相応の処分が下される。

他のチームを混乱させ邪魔しようとする行為は重大な違反行為であり、相応の処分が下される。

全ての参加者の行為は、以下の「ILS/JLA フェアプレー規範（code of fair play）」により評価される：

A. ILS/JLA は以下の事項を履行する：

- メンバーを介してフェアプレーを推進し、奨励すること、
- 競技者、コーチ、テクニカルオフィシャルそして管理者に対し、ライフセービングスポーツにおける最高水準のスポーツマンシップと良識ある行動を維持する必要性を強く印象付けること、
- 規則が公正であり、競技者、コーチ、テクニカルオフィシャルそして管理者らに明確に理解され、適切に施行されることを確実なものとする、
- 規則が一貫して公平に適用されるようあらゆる努力を尽くすこと、
- 性別、性自認（gender identity）、インターセックス（intersex）状態、性的指向（sexual orientation）、年齢、能力、人種又は身体的特徴などにかかわらず、すべてのメンバーを平等に扱うこと。
- 他の競技者に対して有利にならないという条件の範囲で、障害を持つ競技者に便宜を図るあらゆる合理的な規定を作成すること。

B. ILS/JLA のテクニカルオフィシャルは以下の事項を履行する：

- 競技会の規則と精神を遵守すること、
- 他者に対して誠実で、公正で、そして倫理的であること、
- 自身の外見、言動についてプロフェッショナルであること、
- 規定された方法に則り、係争を公平かつ迅速に解決すること、

- 厳格に公平であること,
 - 皆のために安全な環境を維持すること,
 - 他者を尊重し思いやること,
 - 積極的な模範となること。
- C. 競技者は以下の事項を履行する：
- 競技会の規則と精神を遵守すること,
 - オフィシャルに対し敬意を持って接し、レフリーとジャッジの決定を疑わず不平なく受け入れること,
 - 決して不正を考えず、特に、薬物を使用して自身のパフォーマンスを向上させようとは思わないこと,
 - 常に合理的に自制すること,
 - 潔く寛大に、成功と失敗、勝利と敗北を受け入れること,
 - 競技エリアの内外を問わず、共に競い合った競技者そしてチームメンバーに敬意を持って接すること。
- D. チームマネージャー及びコーチは以下の事項を履行する：
- 競技者にフェアプレーの原則を理解し、その遵守を要求すること,
 - 競技者の薬物使用を決して容認しないこと,
 - 競技者の長期的な健康上、又は身体的な発達に対して僅かでもリスクを伴う危険性のある手法又は習慣を決して採用しないこと,
 - 自チームの競技者又は対戦相手が有利になるように規則を操作しようと試みないこと,
 - ILS/JLA とそのメンバー組織の規定と威信に敬意を払い、それらを回避したり抜け道を考えようと試みないこと,
 - ILS/JLA で果たすべき特別な役割を認識し、常にスポーツマンシップと良識ある行動の模範を示すこと,
 - 他チームの権利を尊重し、決して他チームに損害を与えようと故意に行動しないこと,
 - 競技者、コーチ、テクニカルオフィシャルの権利を尊重し、損害をもたらすような搾取/行動をしないこと,
 - 規則及び規定の範囲内、又はフェアプレーの基本原則の範囲内ではない行動により、競技の結果に影響を及ぼすようなことをしないこと。
- E. チーム/団体/クラブ代表者、メディア代表者、サポーター及び観客は以下の事項を履行する：
- ILS/JLA の威信と規定を尊重し、それらを回避したり抜け道を考えようと試みないこと,
 - テクニカルオフィシャルの権限を受け入れること,
 - 競技の精神を遵守すること,
 - 常に合理的に自制し、良識ある行いを示すこと,
 - 他者を尊重し思いやって関わること,

- 潔く寛大に、競技に関わる全ての成果を認めること。

17. 不正行為 MISCONDUCT

17.1 不正行為と懲罰 Conduct and discipline generally

ILS/JLA は、事前に定められ公開されている罰則、又は規律委員会の決定に基づき、その裁量により、競技者個人、所属団体/クラブ、又はナショナルチームに罰則を科すことができる。

17.2 不正競争 Competing unfairly

A. 競技者⁴⁰・チームは、不正行為をしたと判断された場合、その競技が失格となるか、又は競技会から除外される。チーフレフリーは、その競技者又はチームの更なるペナルティの検討を、規律委員会に付託しても良い。不正行為とは、以下のような場合等をいう：

- ドーピング又は、ドーピングに関連した行為を行った場合、
- 他の競技者になりすまして競技を行った場合、
- 同じ種目に 2 度出場した場合、
- 他の団体/クラブの競技者として、同じ種目に 2 度出場した場合、
- 自分が、優位になるように故意に他の競技者を妨害した場合、
- 登録しないまま競技を行った場合、
- 認可を得ずに他団体/クラブ又は国/地域のために競技を行った場合、
- 競技種目又は競技する位置を決める投票や抽選で不正を試みた場合、
- 規則に適合しない器材を用いて競技を行った場合、
- チーフレフリー又は特別に指定されたオフィシャルの指示に反し競技を行った場合、
- 他の競技者又はハンドラーを押したり、進路を妨害した場合、

注意：この行為により競技から除外されることになるビーチフラッグスの規則も参照のこと、

- 競技者が外部から身体的又は物質的な助力を受けた場合（障害競技者のため主催団体が特別に認めた場合を除く）、
 - （フェアプレー規範に記載されている）競技会の精神に反して参加した場合。
- B. 競技者、チーム、ハンドラーが不正に競技したかどうかの判断について、チーフレフリー又はそれと同等のテクニカルオフィシャルが絶対的な裁量権を持つ。
- C. ILS/JLA は「不正競争」の問題について、競技前/競技中/競技後にその絶対的裁量権に基づき調査し処置することができる。それには、メダルの返却、規律委員会への付託、その他が含まれる。

17.3 重大な規律違反 Serious discipline offence

- A. 競技者又はチームは、重大な規律違反になり得る行為を行った場合、直ちに組織委員会に連絡し、詳細を報告すること。違反の可能性があることを報告しないこと自体が規則違反となる。
- B. 重大な規律違反の申し立ては規律委員会に付託される。

⁴⁰ 【JLA 注釈】ハンドラー、マネキンハンドラーを含む。

- C. 競技においてチーフレフリーが競技者又はチームを重大な違反により失格とした場合、チーフレフリーは、競技者又はチーム及びそのメンバーに対して更なる罰則の適用を裁定する規律委員会に報告することもある。

17.4 規律委員会 Disciplinary Committee

- A. 組織委員会は 3 名以上からなる規律委員会の委員を任命する。
- B. 組織委員会は、当該競技会の各出場チームのマネージャーの氏名、連絡先、電話番号を規律委員会に提供する。
- C. 規律委員会は、書面による不正行為の訴え、又は上訴委員会/チーフレフリーにより付託された問題について調査する。
- D. 規律委員会はまた、違反が行われたか否かを決定する調査を開始し、場合によっては訴えを提起することもできる。そして規律委員会は、第三者が訴えを提起した場合と同じように手続きを進めることができる。
- E. 規律委員会は、競技会からの除名/失格、そしてタイトル/トロフィーの没収など相応の罰則を科すことができる。
- F. 規律委員会は、ILS 事務局長 (ILS Secretary General) /JLA 事務局長にその調査内容及び裁定について書面で報告する。
- G. 訴えの申し立ては書面にて提出されねばならず、また、告訴人は委員会の求めがあれば、いつでも委員会の会合、ヒアリング又は問い合わせ (inquiry) に出席できるよう準備しておかねばならない。
- H. 申し立てられた者は各審問において、チームマネージャーを伴って出席する権利を有する。
- I. 規律委員会の審問/調査/上訴委員会の審問に関わる全ての者は、本章に規定されている行動規範を受け入れ、遵守せねばならない。またそれらに限定されることなく、係る審問又は調査に関わる全ての者は、
- 正直で、公平で、道徳的であること、
 - 他者を尊重し、配慮すること、
 - 常に適切な自己管理を行っていること、
 - 関与する全ての者に、正直に、誠意を持って、丁寧に、尊重して対処すること。
- J. 調査のガイドライン：
- 聴取又は問合せには正式な証拠規則までは適用されないが、関与する全ての人々は正直に、誠意をもって行動しなければならない、
 - 委員会への申し立て又は付託は、競技者又はチームの代表者に対して読み上げられなければならない、
 - 申し立て側の証拠を提示する、
 - 申し立てをされたチームメンバーの証拠も提示する、
 - 各証人は、当該証人を召喚した当事者（もしいる場合）からの尋問を受け、また相手方当事者からの反対尋問を受ける一証人を召喚した当事者は、再尋問する権利を有するが、その他の尋問は、委員会の許可がある場合を除き、許可されない、
 - 伝聞証拠及び無関係の証拠は認められない、

- 当事者以外の証人は、証拠を提示するように求められるまで、審理での聞き取りを受けないこととする。

17.5 評決の告知 Notification of Findings:

- A. 委員会は密室で決定を下すものとする。申し立てが正当であると証明された場合、委員会は罰則を科すことができる。評決及び罰則の告知は、関与するチームメンバー、彼らのチーム又は所属団体/クラブ、そしてチーム又は所属団体/クラブの関係国/地域に対し、委員長から速やかに書面にて行われる。
- B. 評決及び（もしあれば）罰則は、直ちに効果を発するものとする。

18. 失格及び DNF DISQUALIFICATIONS AND “DID NOT FINISH” CLASSIFICATIONS

競技者又はチームは、競技又は競技会全体で失格となる場合がある。予選又は決勝において競技者が何らかの理由で競技を失格になった場合、その競技者が保持するはずだった順位は次にフィニッシュした競技者に与えられ、全ての下位の競技者は一つ上の順位に繰り上がる。

（エリミネーション（除外/勝ち残り）形式競技種目特有の順位及び点数配分については、ビーチフラッグス、オーシャンマン/オーシャンウーマン、及びオーシャン M エリミネーション形式を参照のこと。また、「ラウンドロビン（Round Robin）」の点数配分、失格、除外、そして DNF についてはサーフボート競技を参照のこと）

競技者が何らかの理由で失格になった場合、その競技者の順位、タイムは最終の競技結果に含まれない。

競技者はこの競技規則で定義されている通り、特定の失格に対して抗議又は上訴することができる。

A. DNF (Did not finish) Did not finish (DNF)

- ある競技者が予選又は決勝において何らかの理由により競技を終了しなかった場合、その競技者が獲得したであろう順位は次の競技者に与えられ、下位の競技者の順位も 1 つずつ繰り上がる。
- 競技者が競技を終了しなかった場合、競技結果にはその選手の順位、タイムを含めない。

B. 競技会全体での失格 Disqualification from competition

所属団体/クラブ又は競技者が失格（競技会全体において失格）となる例：

- 競技会参加資格を満たしていない場合、
- 行動規範に違反した場合、
- 他の競技者になりすました場合、又は競技会参加資格を満たしていない競技者を出場させた場合、
- 会場施設・宿泊施設、その他の競技会関連施設を故意に損壊した場合、
- 競技役員を侮辱（暴言・暴力）した場合。

C. 競技種目別の失格 Disqualification from events

所属団体/クラブ又は競技者が失格（当該種目）となる例：

- 競技開始時に競技者がいなかった場合、
- 総則や競技種目の競技規則に違反した場合。

D. 競技終了時に、競技者はチーフレフリー又はそれと同等のジャッジから失格を通告され

る。競技者は、チーフレフリー又は同等のジャッジの許可があるまで競技エリアから離れてはならない。

- E. 競技者の違反がテクニカルオフィシャルのミスによってもたらされた場合、チーフレフリーの判断により競技者の違反は取り消すことができる。

注意：各競技分野の章末に係する失格（DQ）コード表がある。

19. 抗議と上訴 PROTESTS AND APPEALS

組織委員会には、競技規則、競技基準、タイムテーブル及びその他の事項を、必要とあらば削除し、変更を加え、又は開催時刻を変更する権利がある。そして各チームマネージャーに確実に通知が届くよう最善が尽くされる。これらの組織委員会の決定に対する抗議は受け付けられない。

加えて、チーフレフリーが必要だと判断し、事前にチームに通知した場合、競技種目のコースと競技エリアがこの競技規則の記述から変更されることがある。

競技者又はチームマネージャーは、チーフレフリーに抗議することができ、さらに以下に規定する方法でチーフレフリーの決定に異議を申し立てることができる。この章の末尾にある抗議申立書/上訴申立書を参照のこと。

注意：ビーチフラッグスの抗議及び上訴のプロセスについては、下記の特定の節を参照のこと。

19.1 抗議の種類 Types of protests

- A. ペナルティーを科し得る抗議は以下のカテゴリーに大きく分けられる：

- 競技会参加申し込みの手続き、又は参加資格についての抗議、
- 器材検査や器材適性についての抗議、
- 競技中に起きた行為や競技規則違反についての抗議。

19.2 抗議の申し立て Lodging a protest

抗議の申し立てに関する条件は以下のとおりとする：

- A. スターター又はチーフレフリー（又は彼らの代理人）によるスタートの決定は、抗議の対象とはならない。
- B. フィニッシュジャッジのフィニッシュ着順の判定に直接的に抗議することは認められない。しかし、要請があれば、テクニカルオフィシャルはその絶対的裁量で、着順決定を見直してもよい。
- C. 競技者又はチームが直接干渉を受けた場合を除き、同一競技内の他の競技者又はチームの行為に対するどんな抗議も受け付けない — 例えば、オフィシャルがある競技者又はチームに対し何らかの行動を起こした又は起こさなかったにかかわらず、同一レースで直接干渉を受けていない限り、別の競技者又はチームは抗議することができない。
- D. 競技種目又はレースが実施される条件に対する抗議は、競技種目又はレースの前にチーフレフリーに対して口頭で行われなければならない。また、抗議があったことをチーフレフリーは、競技開始前に競技者に伝えなければならない。
- E. 競技者又はチームに対する抗議、或いはオフィシャルの判定に対する抗議は、競技結果の掲示、又はチーフレフリーからの通告のうち、どちらか早く行われた時刻から 15 分以内

に口頭でチーフレフリー又はその代理人に行われなければならない。さらに口頭による抗議後 15 分以内に、英語⁴¹で書かれた抗議/上訴申立書フォーム又はその他受理可能なフォームをチーフレフリーに提出しなければならない。

注意：結果が最終的なものとして宣言されていない場合、チーフレフリー及び/又は上訴パネルの裁量でこれらの制限時間を延長することができる。

- F. 抗議が申し立てられた場合、裁定がなされるまで競技の結果は保留される又は確定されないものとする。抗議が支持された場合、順位及び（関連している、又は、必要とあらば）トロフィーの授与は修正された結果に従って変更されるものとする。
- G. 抗議の顛末は、抗議申立書及びリザルトフォーム（result forms）⁴²に記載すること。
- H. 抗議の手数料は不要である。

19.3 ビーチフラッグスにおける抗議 Protests in Beach Flags

- A. ビーチフラッグス競技において、除外に対する抗議は、次のランスルーが開始される前まで又は当該ラウンドの終了から 2 分以内（どちらか早い方）に、口頭でなされなければならない — ビーチフラッグス除外に抗議があれば、チーフレフリーは競技を進める前に直ちに遅滞なく、受けた抗議を検討する — ビーチフラッグス除外への抗議にチーフレフリーが裁定したら、それに対して上訴することは認められない、
- B. チーフレフリーはまた、上述の手順とタイミングに基づいて決定するため、ビーチフラッグス除外の抗議を、ビーチで裁定する上訴委員会の代表者に直接付託する権限がある — この場合、書類は不要で、手数料の支払いも不要である、
- C. 競技者は、正しい手順に沿っていれば、ビーチフラッグス競技での失格判定に対して抗議及び/又は上訴することができる。

19.4 抗議の裁定 Adjudication of protests

抗議の裁定は以下のようにする。

- A. 抗議が正しく申し立てられたら、チーフレフリーはすぐにその抗議を裁定することも、上訴委員長に付託することもできる。
注意：失格又は抗議の付託を記録する際に技術的又は管理上の誤りがあったと判断された場合、誤りを修正することができ、抗議又は上訴は先入観なく続行される、
- B. チーフレフリーは、抗議が軽薄である又は深刻でないものと（その絶対的な裁量で）判断した場合、抗議を受理しないことを選択しても良い。
- C. チーフレフリー又はエリアレフリー又はセクショナルレフリーが抗議を受理した場合、彼ら/彼女らは、抗議した競技者、その他の競技者、その競技種目の全てのオフィシャル及びその競技種目の運営を考慮して、適切だと思われる方法で抗議を裁定する。
- D. チーフレフリーが裁定して抗議を認めない、又は（取るに足らない内容だということ）抗議の受理を拒否した場合、そのことを上訴委員会に上訴することができる。上訴する場

⁴¹ 【JLA 注釈】 JLA 主催競技会では原則日本語で書かれたフォームを提出すること（日本語以外でも受け付ける場合は競技会規定等で案内される）。

⁴² 【JLA 注釈】 ILS 競技規則内にはリザルトフォームがどのようなものか示されていない。

合は、チーフレフリーが裁定を競技者に伝えてから 30 分以内に、預託金⁴³を添えて上訴委員長に上訴しなければならない。

注意：結果が最終的なものとして宣言されていない場合、チーフレフリーの裁量でこれらの制限時間を延長することができる。

- E. 抗議内容を検討するための補助としてビデオ又はその他の電子機器を用いることができる。但し、抗議した時点で、信頼に足る明確に映った証拠と映像再生機器を準備する責任は抗議した側にある。

注意：HD 仕様の 9 inch/228 mm (対角線長さ) のタブレット型デバイスが、抗議を適切に裁定するのに必要な最小サイズだと一般に考えられている。

19.5 上訴委員会及び上訴パネル Appeals Committee and Appeal Panels

競技会の上訴委員会及び上訴パネルの構成と機能は以下の通り：

- A. 競技会を開催する当局は、第 14.3.3(a)項⁴⁴に基づいてチーフレフリー又はその代理人から付託された全ての抗議、又は第 14.3.3(d)⁴⁵に基づく競技者からの全ての上訴を取り扱うため、3 人を下回らない人数の上訴委員会を任命するものとする、
- 注意：**大きな競技会では、少なくとも 2 つの上訴パネルが抗議を同時に検討できるよう、関係当局が十分な人数からなる競技会の上訴委員会を任命することが推奨される、
- B. 当局はまた、コンペティション上訴委員会の招集者として働き、且つパネル（の委員）を任命するため、適切な経験及び実務知識を有する者を任命するものとする、
- 注意 1：**ある事案の検討に特定の専門知識が必要な場合、コンペティション上訴委員会の委員長（convenor）は、パネルに参加する追加メンバーを任命してよい、
- 注意 2：**ある上訴が軽微である又は重大でない上訴パネルが検討している場合、判定に上訴している者に、上訴を続けるかどうか簡単な意見書を求めることができる、
- C. 抗議又は上訴を検討するにあたり、コンペティション上訴パネルは少なくとも 2 人で構成され、抗議及び上訴を受理及び決定する、
- D. コンペティション上訴パネルのメンバーがある決定を下し、それが上訴の主題である場合、そのメンバーはその上訴の審理ができない、
- E. 上訴委員会は、入手できた全ての関連証拠を聴取したあと、密室で決定を下すものとする、
- F. コンペティション上訴パネルの審問に関するガイドラインは、規律委員会の手順に類似する（S2-17.4 を参照のこと）。
- G. 抗議及び上訴の審理に於いて、コンペティション上訴パネルは、すべての関係者にそれぞれの主張を述べ、関連するいかなる証拠をコンペティション上訴パネルに提出する機会を認めるものとする – コンペティション上訴パネルは本項の目的に於いて、誰が関係者で

⁴³ 【JLA 注釈】 預託金の額は競技会主催者により決定される。

⁴⁴ 【JLA 注釈】 原語版の 14.3.3(a)がどこを参照しているのか不明だが、チーフレフリーから付託される抗議のことは、S2-19.4 A 及び D に記載がある。

⁴⁵ 【JLA 注釈】 原語版の 14.3.3(d)がどこを参照しているのか不明だが、競技者からの上訴のことは、S2-19.4(d)に記載がある。

あるかを、その裁量により決定する、

- H. 上訴を検討するための補助としてビデオ又はその他の電子機器を用いることができる。 –
但し、上訴の申し立て後 15 分以内に、真正性を証明する証拠及び視聴手段を準備する責任は上訴した側にある。

注意：HD 仕様約 9 inch ディスプレイのタブレット型デバイスが、上訴を適切に裁定するのに必要な最小サイズだと一般に考えられている。

- I. コンペティション上訴パネルは、抗議又は上訴を検討し、決定を下すものとする。 – 同パネルは抗議又は上訴を認めるか又は却下することができる、

注意：上訴パネルは、要請があればチーフレフリーに助言を与えてよいが、上訴パネルが抗議又は上訴を認めた場合、その後の手続きを決定するのはチーフレフリーの責任である、

- J. コンペティション上訴パネルは、例外的な状況に於いて、上訴を認めるか又は却下するかを決定する際、違反が競技結果に「重大な」影響を与えたかどうかを考慮することができる、

- K. コンペティション上訴パネルは、その決定及び（該当する場合又は適切だと判断される場合に）課せられる処分について、競技者及び関係者に通知する。 – 決定の理由は開示される場合とされない場合とがある、

- L. コンペティション上訴パネルの決定は最終的なものであり、その決定に対して上訴する権利はない、

- M. コンペティション上訴パネルは更なる調査のため、重大な ILS/JLA 規則又は規定（補足規則を含む）違反を規律委員会に付託することができる。



抗議申立書 PROTEST FORM

Part 1 : 抗議は JLA 競技規則及び/又は JLA 公式文書に従って申し立てねばならない。

競技会参加申し込みの手続き又は参加資格；器材検査又は器材適正；競技中に起きた行為及び/又は競技規則違反について抗議できる。

抗議申し立て競技者又はチーム名 (楷書体で記入) :	
競技種目名 :	
競技エリア :	
レーン／ヒート／ロックアップ :	
日時 :	
私/私たちは、右に対して抗議します :	
競技者 (署名) :	
チームマネージャー (署名)	

オフィシャル記入欄

	オフィシャル職位	時刻
種目結果発表時刻 (正確な時刻を記載する)		
口頭抗議受理者：		
抗議申立書受理者：		
裁定：	☐ 支持する (抗議に同意する) ☐ 退ける (抗議に反対する) ☐ 上訴委員会に附託する ☐ 規律委員会に附託する	
備考：		
チーフレフリー (署名)：		
競技者又はチームマネージャーへの裁定宣告時刻：		
申立者の裁定受理署名：		

裏面：上訴申立書

上訴申立書 APPEAL FORM

Part 2: 上訴は JLA 競技規則に従って申し立てねばならない。

上訴委員会の裁定は最終的なものである。

上訴の根拠又は説明：

オフィシャル記入欄

	オフィシャル職位	時刻
口頭上訴受理者：		
上訴申立書受理者：		
上訴預託金受理者：		
上訴預託金返金者（該当する場合）：		
上訴委員長名：		
裁定：	☐ 支持する（抗議に同意する） ☐ 退ける（抗議に反対する）	
上訴委員長（署名）：		
競技者又はチームマネージャーへの 裁定宣告時刻：		
申立者の裁定受理署名：		
特記事項：		

WORLD RECORD APPLICATION FORM VERSION 2023

What	Reply		
Type of Record			
Record			
Name of the ILS Sanctioned Competition Please add the Sanctioning Document.			
Event			
Gender	☐ Man	☐ Woman	☐ Mixed
Age Group	☐ Open	☐ Youth	☐ Masters Age group:
Family Name of the Competitor			
First Name(s) of the Competitor			
Date of Birth (Year/Month/Day)	/	/	
Name of the Team			
Names of the Relay Team Members (names in order of competing)	Family Name	First Name	Date of Birth Y/M/D
1.			
2.			
3.			
4.			
Country			
Member Organisation			
Record claimed (0'00"00 minutes) Please add the official result			
Date of Race	Day:	Month:	Year:
Time of Race (24h scale)			
Venue: Country			
Venue: City			
Chief Referee Name			
Chief Referee Signature			
Date			

Doping Control	
External Sample Code Please add the certificate	

Note 1: The ILS shall recognise Youth, Open and Masters men's and women's individual world records in all pool events identified in the ILS Competition Rule Book. This includes the 200m Obstacles for Masters competitors. It does not include the 100m obstacle event for Youth and Open competitors and mixed or single gender events in team categories except were conducted in those gender categories at an ILS LWC.

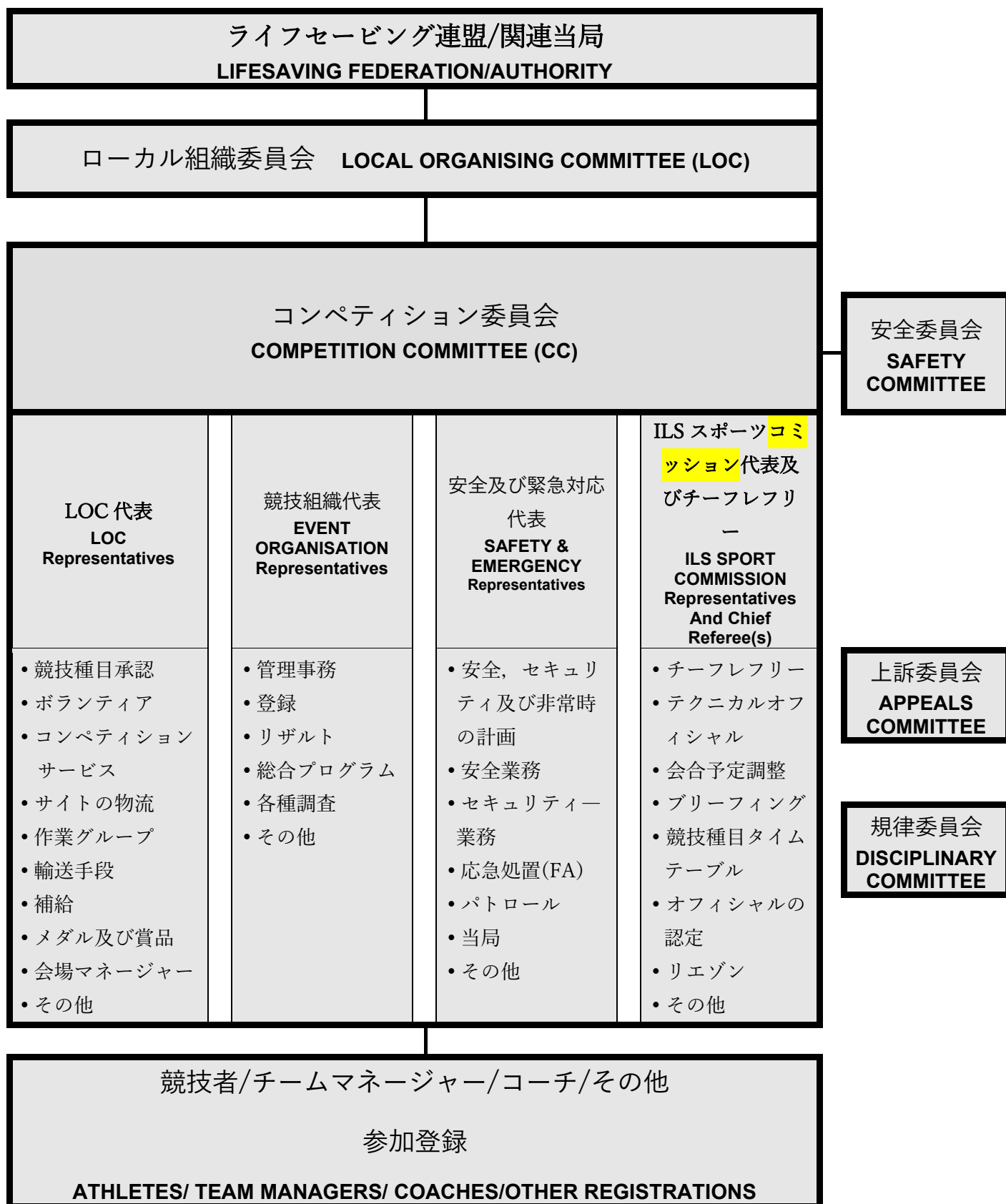
Note 2: Masters world records set at any ILS LWC, World Games or ILS regional Championships, ILS sanctioned competition shall be recognised without a negative doping test certificate.

An interactive version of this form is available online at www.ilsf.org.

The completed form must be sent to the ILS Custodian of Records via ILS Headquarters at hq@ilsf.org or to the Sport Commission of the ILS Region in accordance with the record rules.

競技会組織構造－模式図

COMPETITION ORGANISATIONAL STRUCTURE – SCHEMATIC DIAGRAM



参考文献 References

- [1] 日本ライフセービング協会（編），サーフライフセービング教本（大修館書店，2024）．
- [2] 日本ライフセービング協会（編），プール・ライフガーディング教本（大修館書店，2017）．
- [3] World Aquatics, Competition Regulations (version 1st July 2024)
<https://www.worldaquatics.com/rules/competition-regulations>（2024 年 7 月 21 日リンク確認）．
- [4] 日本水泳連盟 競技委員会，競泳競技規則 競技役員（競泳）の手引き 第 19 版（2014）．
- [5] 日本水泳連盟，プール公認規則 2023（2023.4.1 施行）．
- [6] 日本水泳連盟，プール公認規則 2024（2024.4.1 施行）．
- [7] 日本水泳連盟，プール公認規則 2025（2025.4.1 施行）．
- [8] Jelle MEINTSMA, Lifesaving World Championships 2024 - Gold Coast, Technical Officials Newsletter No. 2 (LWC2024 テクニカルオフィシャル予定者向けニュースレター)，2023 年 7 月 22 日．
- [9] 日本ライフセービング協会，ILS 競技規則 2023 年版の補足説明について，第 2024-S006 号，2024 年 7 月 4 日
ILS Sport Commision Technical Bulletin #5, July 1st, 2024,
<https://www.ilsf.org/wp-content/uploads/2024/07/ILS-Competition-Rule-Book-2023-Technical-Bulletin-5-Final-2-July-2024-V2.pdf>（2024 年 7 月 21 日リンク確認）．
- [10] 日本ライフセービング協会，メドレーリレーの第 3 競技者から第 4 競技者への引継ぎに関するルールの捉え方について，第 2023-S004 号，2024 年 2 月 15 日．
- [11] 日本ライフセービング協会，メドレーリレーの第 3 競技者のレスキューチューブ取り扱いに関する注意喚起，第 2024-S004 号，2024 年 5 月 3 日．

JLA 競技規則 編著者・協力者の履歴

1993 年・初版～1995 年・第 2 版

文珠寺裕之（委員長），小峯力，永井宏，戸田正雄，山口毅，山崎博志，江沢陽子

1997 年・第 3 版

永井宏（委員長），小峯力，山口毅，山崎博志，疋田美貴，江沢陽子，柴田奈美，大西明，中山昭

2004 年版・初版

深山元良（委員長），安藤烈，飯塚哲也，泉田昌美，遠藤大哉，塚本隆之，中村勝，川地政夫，
中山昭

〈翻訳協力〉重元典子（旧姓：坂本），根岸賢輔

2006 年版・初版

深山元良（委員長），安藤烈，飯塚哲也，池谷薫，泉田昌美，遠藤大哉，木野康信，塚本隆之，
中村勝，渡辺智美，川地政夫，中山昭，荒木雅信

2008 年版・初版

深山元良（委員長），安藤烈，飯塚哲也，池谷薫，泉田昌美，木野康信，塚本隆之，中村勝，
渡辺智美，川地政夫，中山昭，三浦慶子，藤然智，荒木雅信

2010 年版・初版

深山元良（委員長），飯塚哲也，池谷薫，泉田昌美，橘川克巳，木野康信，塚本隆之，中村勝，
吉田健博，渡辺智美，川地政夫，中山昭，三浦慶子，稲垣裕美

2012 年版・初版

塚本隆之（委員長），飯塚哲也，橘川克巳，泉田昌美，渡辺智美，池谷薫，中島重之，藤田善照，
林昌広，深山元良，川地政夫

2014 年版・初版

塚本隆之（委員長），橘川克巳，池谷薫，泉田昌美，梶本道彦，中島重之，中島典子，林昌広，
藤田善照，渡邊彩子，相澤千春，堤容子，西嶋智美，宮部周作

2016 年版・初版

中島典子（委員長），梶本道彦，栗栖清浩，中島重之，藤田善照，水川雅司，毛利智，塚本隆之，
池谷薫，泉田昌美，林昌広，宮部周作（ILS スポーツ委員），国際室

2018 年版 (2018.07.13 版, 2018.07.20 版)

編著：中島典子，中島重之，藤田善照，梶本道彦，栗栖清浩，水川雅司，栗生賢一，松永祐，毛利智
協力：宮部周作（ILS スポーツ委員），西嶋智美（国際室），西山俊（アスリート委員会）

2019 年版 (2019.04.01 版)

編著：中島典子，中島重之，藤田善照，梶本道彦，栗栖清浩，水川雅司，栗生賢一，松永祐，
毛利智，濱田博孝，南部孝二（競技運営・審判委員会），
桂里帆，齊藤愛子，細井梨沙（国際室），泉田優花，大山玲奈

協力：宮部周作（ILS スポーツ委員），西山俊（アスリート委員会），錦織功延（アンチ・ドーピン
グ委員会）

2020 年版 第 1～3, 8 章 (2020.03.16 暫定版)

編著：中島典子，中島重之，藤田善照，梶本道彦，栗栖清浩，水川雅司，栗生賢一，松永祐，
毛利智，濱田博孝，南部孝二（競技運営・審判委員会）

2020 年版 (2020.06.01 版, 2020.06.04 版)

編著：中島典子，中島重之，藤田善照，梶本道彦，栗栖清浩，水川雅司，栗生賢一，松永祐，毛利智，濱田博孝，南部孝二（競技運営・審判委員会），鈴木慎一，新部愛海（国際室）
協力：西山俊，特定非営利活動法人神奈川県ライフセービング協会（競技規則 B.2.2）

2021 年版 (2021.03.04 版)

編著：
栗栖清浩（競技運営・審判委員会/ILS Lifesaving Sport Regulations Committee）
中島典子，栗生賢一，梶本道彦，中島重之，南部孝二，濱田博孝，藤田善照，松永祐，水川雅司，毛利智（競技運営・審判委員会）
鈴木慎一（国際室）
宮部周作（スポーツ本部長/ILS Sports Commission & Multi-Sport Games Committee Chair）
協力：
中川容子（国際室/ILS Drowning Prevention and Public Education Commission）
西山俊（アスリート委員会）
松井宏泰（スポーツ育成委員会）
飯塚剛志，井藤秀晃（IRB 競技分科会）

2021 年版 (2021.08.30 版)

編著：
栗栖清浩（競技審判委員会/ILS Lifesaving Sport Regulations Committee）
中島典子，栗生賢一，梶本道彦，中島重之，南部孝二，濱田博孝，藤田善照，毛利智（競技審判委員会）
水川雅司（JLA 事務局/ライフセービングスポーツ副本部長）
協力：
高野絵美（広報室）

2021 年版 (2021.11.26 版)

編著：
栗栖清浩（競技審判委員会/ILS Lifesaving Sport Regulations Committee）
中島典子，栗生賢一，梶本道彦，中島重之，南部孝二，濱田博孝，藤田善照，毛利智（競技審判委員会）
水川雅司（JLA 事務局/ライフセービングスポーツ副本部長）

2022 年版 (2022.07.01 版)

編著：
栗栖清浩（競技審判委員会/ILS Lifesaving Sport Regulations Committee）
中島典子，栗生賢一，梶本道彦，中島重之，南部孝二，濱田博孝，藤田善照，毛利智，日馬孝昌（競技審判委員会）
田中えりか（IRB レスキュー委員会/SERC 分科会）
水川雅司（JLA 事務局/ライフセービングスポーツ副本部長）
協力：
鈴木慎一（IRB 競技分科会/国際室）

松井宏泰 (スポーツ育成委員会)

飯塚剛志, 井藤秀晃 (IRB 競技分科会)

宮部周作 (スポーツ本部長/ILS Sports Commission & Multi-Sport Games Committee Chair)

2023 年版 (2023.08.07 版 : 2023 年 07 月 07 日公開版, 及び同年 08 月 07 日修正公開版)

編著 :

栗栖清浩 (競技審判委員会/ILS Lifesaving Sport Regulations Committee)

中島典子, 梶本道彦, 南部孝二, 藤田善照, 毛利智, 日馬孝昌 (競技審判委員会)

水川雅司 (JLA 事務局/ライフセービングスポーツ副本部長)

鈴木慎一 (IRB 競技分科会/国際室)

田中えりか (SERC 分科会/IRB レスキュー委員会)

古井悠太 (国際室)

協力 :

西山俊 (アスリート委員会)

松井宏泰 (スポーツ育成委員会)

飯塚剛志, 井藤秀晃 (IRB 競技分科会)

坂本陸 (ハイパフォーマンsteamコーチ)

2024 年版 (2024.08.01 版 : 2024 年 07 月 25 日公開版)

編著 :

栗栖清浩 (競技審判委員会/ILS Lifesaving Sport Regulations Committee)

中島典子, 梶本道彦, 南部孝二, 藤田善照, 毛利智, 日馬孝昌, 宮川悠斗 (競技審判委員会)

水川雅司 (JLA 事務局/ライフセービングスポーツ副本部長)

鈴木慎一 (IRB 競技分科会/国際室)

田中えりか (SERC 分科会/IRB レスキュー委員会)

協力 :

米林ひろこ (株式会社 LPH)

奈良部真弓 (SERC 分科会)

西山俊 (アスリート委員会)

楠本慶明 (アクアティック イベント セーフティ コーディネーター分科会 (ASC))

坂本陸 (ハイパフォーマンsteamコーチ)

飯塚剛志, 井藤秀晃 (IRB 競技分科会)

伊藤隆寛 (特定非営利活動法人九十九里ライフセービングクラブ)

上野義洋 (競技安全委員会)

天川仁 (特定非営利活動法人西浜サーフライフセービングクラブ)

田村憲章 (ライフセービングスポーツ本部長)

2025 年版 まえがき, 第 1~2 章, 第 4 章, 第 7~8 章, 付録

(2025.09.01 版 : 2025 年 08 月 01 日公開版)

第 3 章

(2025.12.20 版 : 2025 年 12 月 01 日公開版)

第 5 章

(2026.02.20 版 : 2026 年 02 月 05 日公開版)

編著 :

栗栖清浩 (競技審判委員会/ILS Sports Commission, Rules & Technical Projects Working Group)

毛利智, 梶本道彦, 日馬孝昌, 橋本和樹, 南部孝二, 藤田善照, 宮川悠斗, 脇田彰吾

(競技審判委員会)

田中えりか, 奈良部真弓 (SERC 分科会),

楠本慶明 (SERC 分科会/アクアティックイベントセーフティコーディネーター分科会)

坂本陸 (SERC 分科会/ハイパフォーマンステームコーチ)

鈴木慎一 (IRB 競技分科会)

中島典子 (ライフセービングスポーツ本部 副本部長)

水川雅司 (JLA 事務局)

協力:

西山俊 (アスリート委員会 委員長)

飯塚剛志, 井藤秀晃, 芹澤祐介 (IRB 競技分科会)

伊藤隆寛 (特定非営利活動法人九十九里ライフセービングクラブ)

2025 年版 (2026 年 07 月改訂) 2026.08.01 発効: 2026 年 07 月 15 日公開)

編著:

栗栖清浩 (競技審判委員会/ILS Sports Commission, Rules & Technical Projects Working Group)

毛利智, 梶本道彦, 日馬孝昌, 橋本和樹, 南部孝二, 藤田善照, 宮川悠斗, 脇田彰吾

(競技審判委員会)

中島典子 (ライフセービングスポーツ本部 副本部長)

JLA コンペティション・ルールブック

1993 年 5 月 20 日	初版発行
1995 年 3 月 20 日	第 2 版発行
1997 年 9 月 1 日	第 3 版発行
2004 年 4 月 10 日	2004 年版 初版発行
2007 年 4 月 25 日	2006 年版 初版発行
2008 年 4 月 23 日	2008 年版 初版発行
2010 年 4 月 12 日	2010 年版 初版発行
2012 年 9 月 1 日	2012 年版 初版発行
2014 年 5 月 27 日	2014 年版 初版発行
2017 年 4 月 1 日	2016 年版 初版発行
2018 年 7 月 13 日	2018 年版 (2018.07.13 版) 発行
2018 年 7 月 20 日	2018 年版 (2018.07.20 版) 発行
2019 年 4 月 1 日	2019 年版 (2019.04.01 版) 発行
2020 年 3 月 16 日	2020 年版 暫定版 第 1～3, 8 章 (2020.03.16 版) 発行
2020 年 6 月 1 日	2020 年版 (2020.06.01 版) 発行
2020 年 6 月 4 日	2020 年版 (2020.06.04 版) 発行
2021 年 3 月 4 日	2021 年版 (2021.03.04 版) 発行
2021 年 8 月 30 日	2021 年版 (2021.08.30 版) 発行
2021 年 11 月 26 日	2021 年版 (2021.11.26 版) 発行
2022 年 7 月 1 日	2022 年版 (2022.07.01 版) 発行
2023 年 7 月 7 日	2023 年版 (2023.08.07 版) 公開 (8 月 7 日施行)
2023 年 8 月 7 日	2023 年版 (2023.08.07 版) 公開 (8 月 7 日施行)
2024 年 7 月 25 日	2024 年版 (2024.08.01 版) 公開 (8 月 1 日施行)
2025 年 8 月 1 日	2025 年版 まえがき, 第 1～2 章, 第 4 章, 第 7～8 章, 付録 (2025.09.01 版) 公開 (9 月 1 日施行)
2025 年 12 月 1 日	2025 年版 第 3 章 (2025.12.20 版) 公開 (12 月 20 日施行)
2026 年 2 月 5 日	2025 年版 第 5 章 (2026.02.20 版) 公開 (02 月 20 日施行)
2026 年 7 月 15 日	2025 年版 (2026 年 7 月改訂版) 公開 (08 月 01 日施行)

◆編 集 公益財団法人 日本ライフセービング協会 競技規則 2025 年版 (2026 年 7 月改訂版)

編著者一同

◆発 行 公益財団法人 日本ライフセービング協会

〒105-0022 東京都港区海岸 2-1-16 鈴与浜松町ビル 7F

TEL : (03) 6381 7597 / FAX : (03) 6381 7598

Web site : <https://ls.jla-lifesaving.or.jp/>

(無断転載を禁ず)

